



地下鉄：丸ノ内線、千代田線、日比谷線「霞ヶ関」駅下車
 出口 B3a、B3b(中央合同庁舎第5号館直通地下通路)、C1

※出口B3bの利用時間は、平日の7時～21時となっています。
 ※ご来館の際は、身分証(学生証、免許証など)をご持参ください。

問い合わせ先
 〒100-8916
 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号中央合同庁舎 第5号館
 厚生労働省大臣官房厚生科学課 医系技官採用担当
 TEL 03-3595-2171(直通)

医系技官採用情報ホームページ
www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/saiyou/ikei/

またはキーワード検索にて

医系技官 採用

医系技官採用担当メールアドレス
ikeisaiyo@mhlw.go.jp



保健医療の未来にチャレンジする。

Working for Public Health



厚生労働省
医系技官
 入省案内
 2022

医系技官とは

人々の健康を守るため、医師免許・歯科医師免許を有し、専門知識をもって
保健医療に関わる制度づくりの中心となって活躍する技術系行政官のことです。

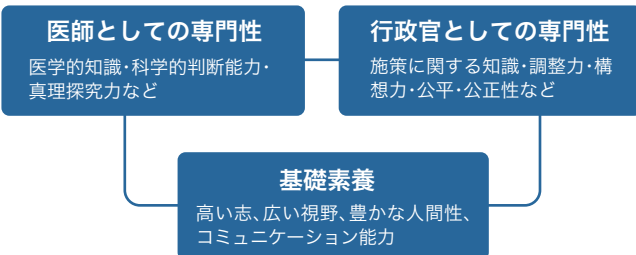
政策立案から実施に至るプロセスすべてに関わります

これは、政策の立案から実施に至るプロセスの一例です。医系技官はすべての過程に関与します。円滑で適切な問題解決ができるように、わかりやすい資料を作成し、関係者と意見交換していくことが大切になります。



医師としての専門性と行政スキルの両方が必要です

プロジェクトを動かしていく行政官にはマネジメント能力が必要です。同時に、医師の専門性も重要です。公衆衛生のスキルについては仕事をしながら専門性を深めていきます。また、公衆衛生政策を学ぶための留学の機会もあります。



医学的な知識や現場感覚はとても役に立ちます

臨床経験による医療的な知識や現場感覚はもちろん、病態を把握し、スタッフと協同し、患者に説明するという問題解決プロセスを経験していることが活きてきます。ただし、次の点においては行政と臨床はちょっと違います。

問題解決のプロセスは似ています

臨床の流れ		行政の流れ
愁訴を聞く、問診する	S	ヒアリングする、要望を受ける
診察・検査をする	O	データを集める、検証する
評価し仮説を立てる インフォームドコンセント	A	解決策を企画立案する 審議会・国会審議など合意形成
治療する	P	政策を施行する

次のような意思をもっていたらトライしてみては！

社会のために働きたい

臨床現場と同様、問題点を解決していく仕事です。ただし、対象が大きく、日本国民全体に及びます。社会に貢献する気持ちが重要です。

皆で協力するのが楽しい

普段の業務は事務官や多職種の技官と協力しながら行います。また、多くの関係者と相手の立場を尊重しながら物事に取り組むことが求められます。

粘り強く継続的に取り組みたい

それぞれの課題は利害関係や過去の経緯などがあり複雑です。解決するために、丁寧に粘り強く継続的に取り組む必要があります。

国民の期待に応え、 我が国の健康・医療を 発展させる

健康・医療に関わる政策を立案し、遂行していくためには、医学や公衆衛生に関する専門知識や科学的な思考が不可欠であり、私を含め、300人を超える医師免許・歯科医師免許を持つ職員が厚生労働省を始め、様々な省庁や機関等において大きな役割を果たしています。

新型コロナウイルス感染症対策

令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症対策も中・長期的なものとなり、これまで以上に社会・経済活動との両立が求められていますが、国内外の最新の知見を活用しつつ、この病気で健康を害する方を可能な限り少なくすることが求められていることは変わりません。

また救急・周産期医療、がんや難病を始めとする他疾患への対応も適切に行なわなければならない、まさに厚生労働省の真価が問われています。

私たちは多くの関係者とともに、これら課題に粘り強く取り組んでいます。

2040年に向けた医療提供体制の整備

我が国の人口構造は、これまでの「高齢者の急増」から「現役世代の急減」



厚生労働省医務技監
福島 靖正
FUKUSHIMA Yasumasa

さらには「高齢者の世代も減少」する局面へと大きく変化していきます。こういった将来展望の中で、全ての世代が安心できる社会保障制度を維持するためには、医師、歯科医師をはじめとする医療、介護従事者が快適かつ効率的に働ける環境整備も不可欠であり、医療・介護データの効果的な利活用や外来機能を含めた地域の医療提供体制等の見直し、ゲノム、人工知能等に係る技術革新の活用などを行なう必要があります。

これらの他にも、挑戦しがいのある課題が数多くあります。ぜひ私たちの仲間となって、一緒に仕事をしましょう。

医務技監とは

医療・保健にかかる重要施策を専門的観点から統理する事務次官級のポストとして、平成29年度の組織再編で「医務技監」が新設されました。医療技術の革新の保健医療政策への反映を推進すること、国際保健外交で日本が貢献するための中心的機能を果たすこと、国内の健康危機事案に対し、専門的立場から内閣官房と連携して対応すること等がその役割です。

医系技官が取り組むプロジェクト

新型コロナウイルスに立ち向かう

令和元年12月、WHOに“原因不明の肺炎”が報告されて以来、医系技官は厚生労働省内や内閣官房を始めとする関係府省で、医療提供・検査体制の確保、ワクチン接種、緊急事態宣言等の発令や事業者・国民への様々な支援など、未曾有の感染症パンデミックから国民の健康を守るため、様々な分野で活躍しています。

医療提供体制・感染対策

医療とともに社会を支える仕組み創り

新型コロナウイルスが国内外で確認された当時、大臣官房審議官として医療政策を担当していました。ウイルスの本態がよく分からない中で、前例のない武漢邦人救援やクルーズ船対応など、流行初期から重症者・死者を最小限にするための医療体制確保に全力を尽くしてきました。検査・治療方法等の医学的知見とともに病床確保や病院間連携などの現場オペレーションが議論の中心となり、医学の知識とともに臨床現場での経験を生かしつつ対策を考えました。

令和2年8月からは医政局長として、都道府県や各医療機関と連携しながらコロナ感染拡大に対応できる医療体制の強化を進めるとともに、次なるパンデミックにも対応できる病床確保の体制を各都道府県に予め整備してもらうための計画

策定を柱とした、医療法等の改正案を併行してとりまとめて国会に提出、令和3年通常国会にて成立しました。

令和3年9月には内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長に就任、社会全体のコロナ対策としてより広い視点から、感染症対策とともに社会経済を両立させるための政策を担当しています。特に国民生活への影響が大きい緊急事態宣言等発令や事業者・国民への様々な支援などの取組について、これまでの医療政策における経験を活かしながら対応しています。

コロナパンデミックを通じて人々は「社会を支える医療」の尊さに気付いています。一方で医療は人々の協力なしには成り立たない「社会に支えられている存在」でもあります。医師として



内閣官房新型コロナウイルス感染症対策等推進室長

迫井 正深

SAKOI Masami

一人ひとりの病と向き合う仕事とともに、私たちも医師としてこのような視点から、医療とともに社会を支えるための仕組み創りや、医療と社会との橋渡しの役割を担いながら医療と向き合っています。

早期に見つけて早期に介入する（検査体制の充実）

感染症は早期発見・介入し感染者数・医療体制負荷を抑えることが重要です。このため、検査能力数の拡大に加え、核酸検出検査、抗原定量・定性検査を技術導入し、状況に応じた検査を可能としてきました。当初、1日数千件であった検査能力も現在ではPCR検査で約30万件以上の能力があります。これらを活用するには人材も必要です。検査実施指針の作成や関係者が参入しやすい環境を整えてきました。実効には技術、法令・指針、予算など様々な分野の統合を要します。公衆衛生危機に日々即応する大変やりがいのある仕事です。

内閣官房
新型コロナウイルス等
感染症対策室参事官

高城 亮

TAKAGI Ryo

現場の目線に添った政策づくりを意識

新型コロナウイルスの患者さんに必要な医療を提供する体制整備に関わっています。感染状況は時時刻々と変化しますし、コロナ以外の患者さんへの対応も当然必要です。そのような難しい状況の中、医療現場は期待を一身に背負い、コロナ禍を闘っています。私は、政策を実効性のあるものにするために、最前線の現場の方から話を聞きつつ、現場の感覚に添う政策づくりを意識しています。医系技官は臨床の経験があるので、医療現場に近い感覚で政策を考えられることが強みだと思います。現場と政策をつなぐとてもワクワクする仕事です。

COVID-19対策と健康危機管理のその先へ

COVID-19のパンデミックも2年が経過し、懸念される変異株の流行による新たな脅威の出現やゲノム解析の強化、ワクチン、治療薬などの対抗手段の発達など、その戦いは新たな局面に入っています。結核感染症課では、COVID-19対策の技術的な戦略立案から広報に至るまで幅広い業務を担っており、刻々と変化する目の前の課題に全力を注ぎつつ、その経験を将来の健康危機管理の強化に生かすべく、中長期的な視点での政策立案や検討を行っています。感染症から国民の健康を守る、ハードですが、やりがいのある仕事です。



健康局結核感染症課長補佐

杉原 淳

SUGIHARA Jun

医政局地域医療計画課
救急・周産期医療等対策室長

中村 洋心

NAKAMURA Yoshin

ワクチン

オールジャパンのワクチン接種プロジェクト

約1億人を対象としたワクチン接種は、オールジャパンでの一大プロジェクトです。ワクチンの確保をはじめとする製薬企業との調整、針・シリンジや超低温冷凍庫等の物品の確保、接種をするためのルール整備や自治体や接種に従事する方々への丁寧な説明、国民へのわかりやすい情報提供、副反応疑い報告の調査・評価等を、厚生労働省だけでなく、他の省庁や自治体の職員の方々とともに、寝食を忘れて取り組みました。苦しいことも少なくないですが、これだけ多くの仲間とともに、国民の健康を守るためにタフな仕事ができたと誇りに思います。

老健局老人保健課長補佐
元 健康局予防接種室長補佐

佐々木 広視

SASAKI Hiroshi

対策の鍵は新型コロナワクチン接種の推進

令和3年2月17日から新型コロナワクチンの接種が開始しました。医療従事者や高齢者などから順に接種が進められ、同年7月末には高齢者への、11月末には全ての希望者への接種を概ね完了し、G7の中で、接種開始は最も遅かったものの1・2回目接種では接種率が最も高い国となりました。私は、河野太郎ワクチン接種推進担当大臣(当時)直轄で1・2回目接種の業務に当たりました。関係省庁、国と地方、行政と企業・大学など様々な垣根を越えた壮大なプロジェクトを、強力なリーダーシップで牽引する様子を目の当たりにすることができ、とても貴重な経験をさせていただきました。

健康局がん・疾病対策課長
(内閣参事官(ワクチン担当)併任)

中谷 祐貴子

NAKATANI Yukiko



医政局

医療政策の最前線

医政局総務課保健医療技術調整官

北原 加奈子 KITAHARA Kanako

平成26年入省、健康局でエイズ対策に携わる。平成28年文部科学省出向（学校保健）。平成30年人事院短期在外研究員として米国政府派遣。CDC、ASPRにて危機管理の研鑽を積んだ後、令和元年より老健局老人保健課（介護報酬）。令和3年より現職。

■ 加速するイノベーション

新型コロナウイルス感染症は、様々な気づきをもたらしました。令和2年1月に国内1例目が報告されましたが、それから2年弱の間に、検査法、治療薬、ワクチンが次々と開発されています。そして医療の逼迫を経験する中、感染者や医療機関等の情報を把握するシステムが国や自治体で構築され、また医療現場ではオンライン診療が活用されることとなりました。

今もまだコロナとの闘いは続いていますが、今後も新興感染症が発生することを想定し、そのための備えを各地で確実に行う必要があります。また、日本発の医薬品や医療機器の開発も非常に重要です。より良い医療のために、新しい技術をどのように開発し、活用し、または規制するのかを最前線に立って考えなければなりません。

医政局は、このような課題に正面から向き合いながら、医療提供体制の確保や、医療人材の育成、研究開発等に取り組んでいます。

■ 切磋琢磨の日々

私が所属する総務課は、取りまとめ課としての側面もあるため、幅広い経験を積める環境です。現在は特に、令和3年の医療法改正で創設された「外来機能報告」の施行準備を進めています。外来機能報告とは、大病院への患者集中が外来待ち時間や勤務医の負担増に繋がるという課題を踏まえ、外来医療における各医療機関の特性を明らかにした上で、医療機関

同士の更なる連携等を目指すものです。関連政策への影響を考えることも重要で、かかりつけ医機能の強化、医療計画、医師の働き方改革、2040年の医療介護ニーズ等についても役職を問わず活発な議論が行われています。

入省前に見学で訪れた際、皆が生き生き働く姿が印象的でしたが、今は自分がその熱気の中にいます。有識者を招いた勉強会もあり、研鑽を積む機会を得ながら仕事ができることに感謝しています。

■ 今までの業務や体験

新しい業務を経験すると、ニュースや本が面白くなります。例えば、文科省出向後は教育関係、米政府派遣後は国際関係や危機管理関係の話題にぐっと興味が湧くようになりました。異動する度に人生の彩りが増えるように感じています。

■ 医系技官の魅力・やりがい

臨床現場で解決できなかった疑問や課題に向き合えることが大きな魅力です。今までに出会った患者さん方を思い出し、目の前の業務がどこかで良い形で繋がっているようにと願いながら仕事に励んでいます。

■ ワークライフバランス

時間を忘れて仲間と議論できることも霞が関で働く醍醐味ですが、生産的であるためにもプライベートの充実大切です。普段から効果的・効率的な情報共有を行い、休みたいときに休みが取れるチーム作りを心がけています。

■ コロナ対策を含む幅広い政策で健康に貢献

健康局は、健康づくり、疾病対策から感染症などの健康危機管理など非常に幅広い分野で国民の健康で衛生的な生活に貢献しています。特に、2020年からは、感染症対策、予防接種、保健所支援等の担当部局として、厚生労働省内での新型コロナウイルス感染症対策で中心的な役割を担ってきました。現在も、健康局以外の部局、そして省外からも多くの支援をいただきながら、

一丸となって新型コロナウイルス感染症対策にあたっています。また、新型コロナウイルス感染症対策と同時並行で、新しい生活様式など現状の変化に応じて、健康づくり、がんや難病等の疾病対策など感染症対策以外の分野の政策づくりにも取り組む必要がありますので、健康局に期待される仕事は大きいと感じています。

■ 健康日本21最終評価と次期プラン準備

現在健康課で取り組んでいる主要な業務として、健康日本21（第二次）の最終評価と次期国民健康づくり運動プランの計画策定に向けた準備があります。健康日本21は健康寿命の延伸を主な目標とした健康づくりの10年計画であり、次期プランの開始が2024年度に予定されています。このため、本年度から来年夏にかけて現行の健康日本21（第二次）の最終評価が実施されており、この結果を踏まえて次期プランの内容を検討することとなります。食事・運動・睡眠・タバコ・アルコールといった生活習慣、がん・循環器疾患・糖尿病等の疾病、メンタルヘルス、子供・高齢者の健康、健康を支える社会環境の整備など幅広い分野にまたがる53項目の指標について評価を実施し、今後に向けて課題を抽出するという大掛かりな作業に取り組んでいます。

■ 今までの業務や体験

新型コロナウイルス感染症対応の一環で、沖縄県の保健所支援に参加しました。県庁・市役所・保健所の方々と一体となつての課題解決に充実感を感じました。

■ 医系技官の魅力・やりがい

医療・保健に関連する幅広い業務と多様なステークホルダーに接した経験・知識が相互につながり、一段広い視野が得られることが魅力と感じています。

■ ワークライフバランス

健康課職員が健康になるために、午前テレワークなど柔軟な勤務形態を工夫するとともに、自身もタイマーの活用や退庁時間を決めるなど地道な取り組みをしています。



健康局

感染症対策から健康づくりまで国民の健康のために

健康局健康課女性の健康推進室長

松村 漠志 MATSUMURA Hiroshi

平成22年入省。医政局医事課で臨床研修制度を担当。その後、保険局医療介護連携政策課で特定健診・保健指導の効果検証と診療報酬改定に関わった後、米国へ留学。帰国後大臣官房国際課でWHOの担当を経験して、令和2年より現職。

老健局

質の高いケアを提供する 持続可能な介護保険制度を目指して

老健局老人保健課
介護保険データ分析室長

新田 惇一
NITTA Junichi

平成22年入省。医政局政策医療課・国立病院課で国立高度専門医療研究センターの研究開発を担当。在フィリピン共和国日本国大使館での勤務後、健康局総務課で原子爆弾の被爆者援護を担当。香港大学への留学、防衛省での勤務を経て、令和3年4月より現職。



老人保健課では、介護保険の介護報酬に関する業務を行っています。私は、総括的立場から、関係団体との交渉等を担っています。また、科学的介護の推進にも取り組んでおり、根拠に基づいて、高齢者の方々に最適なサービスを提供することが、介護の世界でも当たり前となることを目指しています。過不足なくケアを提供することは、限られた資源を適切に配分し、持続可能な介護保険制度が維持されることにつながります。介護事業者がデータに基づき、提供する介護サービスを自発的に改善し、質の高いケアが的確に提供されることを支援するため、介護に関するデータベースを整備し、有用な介護情報を収集・解析・提供できる体制の構築を目指します。

今までの業務や体験

在フィリピン共和国日本国大使館で勤務していた折、大型台風による大規模災害に対する支援のため、国際緊急援助隊医療チームの副団長として、日本から派遣された隊員とともに被災地へ赴きました。多種多様な経験を積むことが出来るのも医系技官の醍醐味の一つです。

ワークライフバランス

海外勤務中は、スキューバダイビングやゴルフといった、日本では気軽に体験することが難しい趣味をはじめることができ、公私ともに充実した日々を過ごしていました。

歯科保健課

生涯を通じた 歯科口腔保健の推進に向けて

医政局歯科保健課長補佐
奥田 章子
OKUDA Akiko

平成25年入省。保険局医療課で診療報酬改定に携わり、その後、医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室で歯科口腔保健施策を担当。岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課で、在宅医療介護連携、歯科保健施策等を担当。令和2年より現職。



今までの業務や体験

岐阜県での経験はとても貴重なものでした。実際に地域に出て、県の医療提供体制や歯科保健施策について関係者とともに協議・検討し、地域の状況を踏まえながら取組をすすめることができたことは、印象深い業務の一つです。

ワークライフバランス

現在、時差出勤や年休などを活用し、社会人大学院生として大学院に通っています。動きながらの研究は大変なこともあります。理解のある方が多く、同僚には感謝しています。

今までの業務や体験

災害対策業務に従事していた時、災害発生時の訓練に参加する機会がありました。首相官邸のオペレーションルームに参加し、実際の災害を想定した業務を行ったのですが、日本を代表する某怪獣映画に登場していたオペレーションルームの本物はこんなのか！と、インプレッシブな経験でした。

ワークライフバランス

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、テレワークの導入が推奨されましたが、厚労省でもテレワークに係る環境整備が進んでおり、自宅でも快適に業務を実施することができます。

EBPM(Evidence-Based Policy Making)という取組をご存知でしょうか。これは「統計データ等の客観的エビデンスに基づいた政策立案」のことで、政策の有効性を高める重要な取組です。しかし、新たな試みを始める場合、必ずしもエビデンスが存在するとは限りません。そこで重要となるのが、分析に資するビッグデータの利活用です。保険局では、医療レセプト情報等を収集したNDB(National Database)を運用しており、分析結果を政策立案等に用いるとともに、研究者等への第三者提供を行い、データの利活用を進めています。更に他の公的データベースとの連結解析を行える環境の整備等、日本の医療・福祉分野のビッグデータ利活用において、重要な役割を担っています。

保険局

診療報酬改定に向けて

保険局医療課
医療技術評価推進室長補佐

原澤 朋史
HARASAWA Tomofumi

平成28年入省。医政局地域医療計画課で医療計画・地域医療構想を担当。その後、健康局結核感染症課でエイズ対策・風しん対策等に携わり、平成31年4月より現職。令和2年度診療報酬改定に携わり、引き続き同課にて令和4年度診療報酬改定に向けた業務を担当。

保険局医療課は、診療報酬に関する事務を所掌しています。診療報酬は、2年に一度、その内容の見直しを行っており、現在、令和4年度診療報酬改定に向けた検討が進められています。診療報酬改定に当たっては、直近の医療における課題の解決や、他の政策における取組の円滑な実施等の観点から検討を行っており、令和4年度診療報酬改定に向け、特に、新型コロナウイルス感染症対策や、医師の働き方改革に関連した議論などが注目されています。私は、そういった議論のテーマとは少し異なり、医療機器を適切に評価するためのルール作りを担当しています。日々進歩する医療機器の開発や流通・販売の現状・課題を踏まえて、どのような仕組みにしていくことが望ましいか、ということについて、検討を行っています。

今までの業務や体験

地域医療計画課において、医療計画の見直しに携わり、医療提供体制の在り方に関する検討に携われたこと、また、結核感染症課において、HIV・エイズ対策や、風しん対策を通じて、感染症対策の難しさについて学べたことは、印象に残っています。

ワークライフバランス

保険局医療課は特に業務の多い部署ですが、お互いの家庭の事情にも配慮しつつ、チーム内で業務配分をしながら、対応をしています。

保険局

科学的な根拠に基づいた 保健医療政策の立案に向けて

保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室長

田邊 和孝
TANABE Kazutaka

令和3年入省。平成30年7月より人事交流にて大臣官房厚生科学課に出向し、災害対策等の業務を担当。その後、老健局老人保健課にて介護DBやLIFE等のシステムや令和3年度介護報酬改定等に係る業務を経て、令和3年7月より現職。



医薬・生活衛生局

国際交渉を通して 日本の食品安全を確保する

医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
国際食品室長
(併任) 検疫所業務課長補佐

扇屋 りん
OGIYA Rin

乳腺外科医として臨床に従事、その後ハーバード公衆衛生大学院に留学。大学院卒業後、令和元年入省。医政局医事課で医学部の地域枠制度の改善など医師偏在対策を担当。コロナ本部では医療体制を維持するための医療人材確保を担当した。令和2年より現職。



日本産食品の輸出促進に取り組む農林水産省と輸入規制を行う厚生労働省という位置付けの中、日本の食品安全の確保、貿易紛争の予防に取り組んでいます。国際食品室は食品の輸出入に関する国際会議や二国間交渉の場で、日本と諸外国の間の総合調整をしています。平時は国際会議に出席するため、世界を飛び回る部署ですが、現在はオンラインで日本から会議に参加しています。

また、検疫所業務課では、諸外国の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた水際対策の立案に携わっています。日々刻々と変化する世界の感染状況や公衆衛生学的介入の動向を注視し、日本がどのような対策を打つべきか検討しています。

印象に残っている体験

新型コロナウイルス感染症の流行に対応するため、厚生労働省が総力を挙げて感染症対策にシフトしたこと。ダイナミックに、スピーディーに物事を進める必要のある感染症対策に関わることができ、貴重な経験と感じています。

ワークライフバランス

夫と娘と 3 人暮らし。夫婦とも気持ちよく働けるように、家事をなるべく外注しストレスをためないようにしています。お休みの日は子どもとの時間を大切にしています。

母子保健課は主に母子保健法や成育基本法に基づいた業務を実施しています。乳幼児/妊産婦健診や保健指導等に関する業務、不妊治療や出生前検査等に関する業務など多岐にわたります。令和2年度は、COVID-19 流行下における母子保健施策の在り方、不妊治療の保険適用に向けた議論、出生前検査に関する議論等が注目されました。現在はこれらに加え、母子健康手帳の見直しやデジタル化への対応について積極的に検討を進めています。母子や家族が抱える課題は戦後から大きく変化しており、「次世代」のための施策になるよう日々検討しています。

今までの業務や体験

私は、行政での勤務を志した時から母子保健課の業務に就きたいと願っていました。着任後、人事の状況等もあり、多くの母子保健課業務を主担当として携わる機会に恵まれました。想像していたよりも業務の幅が広く、行政官として正解が1つではない課題と向き合うことの重要性を学ぶことができました。

ワークライフバランス

土日はお休みのため、自分のやりたいことができます。特に、医系技官は兼業が認められているため医師のスキルを活かして省外で働くことができます。

こども家庭局

「次世代のために何をすべきか」 を考える母子保健課

子ども家庭局母子保健課主査
林 瑞季
HAYASHI Mizuki

平成30年入省。健康局難病対策課で難病法改正に向けた議論の中でデータベース構築や重症度基準の在り方に関する検討等に携わり担当。その後、令和2年より現職。



今までの業務や体験

2020年2月、新型コロナウイルス感染症が集団発生したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」への検疫という、歴史上例のない事態に担当者として対応した時は、自分の持てる知識、気力、体力、人脈、すべてを振り絞って臨みました。数ある仕事の中でも、最も印象深い体験の1つです。

ワークライフバランス

子どもを省内の保育園に預け、毎日送り迎えしています。仕事と育児の両立は容易なことではないと痛感する日々ですが、これも新たなチャレンジと捉えて、前向きにがんばっています。

身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者向け）の運用、難聴児対策などを担当しています。「障害」の世界は、施策の対象者やゴールの設定の仕方が、患者の疾病の治療を目指す「医療」の世界とは大きく異なります。「障害」の捉え方は、医学の進歩、国際動向、社会情勢によっても変遷していくので、そもそも「障害」とは何か？「障害」のある人に必要なことは何か？に常に立ち返って施策を考えなければならない点、障害者施策の難しさであり、奥深さであると感じています。障害者施策は、医療とは異なる視点が求められる一方、人間の科学的理解という意味で医学が根幹として求められ、そこに医系技官の力が求められているとも感じます。

労働基準局安全衛生部

生涯にわたる労働衛生を、 哲学する。

労働基準局安全衛生部労働衛生課
主任中央じん肺診査医
諸富 伸夫
MOROTOMI Nobuo

平成24年入省。労働衛生課でじん肺対策を担当。その後厚生労働省では精神・障害保健課、医療指導監査室、医療安全推進室に勤務。また、地方自治体では大阪府、秋田県に勤務。令和3年より現職。



今までの業務や体験

これまで様々な業務を経験し、労働基準行政との密接な関係性を改めて知ることができました。また、都市部と地方の自治体に勤務することで、日本において幅広い課題が存在していて、厚生労働省における全国一律の対応の難しさを体感しました。

ワークライフバランス

新型コロナウイルス感染症の影響で、遠出することが難しくなったので、東京近郊の名所を巡り、歩き疲れたら銭湯に入る、という「ニューノーマル」が確立されつつあります。

我が国は世界でも少子高齢化が深刻な国の一つであり、定年の引き上げ等による「生涯現役社会」の実現に向けて、労働衛生においては、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要です。具体的には、加齢により様々な疾病を発症する可能性があることから、病気の治療と仕事の両立支援と切れ目ない地域・職域連携による充実したサポートが必要となります。

一方で、従来から知られる職業性疾病である「じん肺」については、業務上疾病者数は減少傾向にありますが、粉じん作業従事労働者数は近年増加しています。比較的ゆっくりと進行するじん肺が今後拡大することのないよう、粉じん障害防止対策のさらなる推進に努めています。

障害保健福祉部

「障害」とは何か？ 「障害」のある人に必要なことは何か？

障害保健福祉部企画課長補佐
矢野 好輝
YANO Yoshiteru

平成24年入省。保険局医療課で診療報酬改定を担当後、環境省出向、医政局研究開発振興課を経て、宮崎県庁に出向。その後、生活衛生・食品安全企画課で検疫所業務管理を担当後、米国保健福祉省への出向を経験。令和3年8月より現職。



医系技官の 活躍する部署

医系技官は、厚生労働省をはじめとした官公庁や国際機関など国内外を問わず、幅広い部署において活躍しています。

厚生労働省 本省

厚生労働省は、「国民生活の保障・向上」と「経済の発展」をめざし、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上・増進と、働く環境の整備、職業の安定・人材の育成を総合的・一体的に推進しています。また、少子高齢化、男女共同参画、経済構造の変化などに対応し、社会保障政策と労働政策を一体的に推進しています。

医系技官は、組織図(p31)にある通り、厚生労働省のなかでも、保健・医療・福祉・労働に関する部局において、その専門知識を発揮する技術系行政官として、事務系行政官とともに厚生労働行政を担っています。

厚生労働省 附属機関

検疫所(海港・空港の検疫業務と輸入食品監視業務を担います。全国に13の検疫所が設置されています)、国立保健医療科学院(保健医療および生活衛生に関する研究および研修を実施しています)、国立感染症研究所(感染症に関する研究および支援を行います)といった研究施設、地方厚生局(厚生労働省の地方支分部局の一つで、医療・健康・福祉などの社会保障施策の実施機関です。全国に7つの局が設置されています)等、厚生労働省の附属機関においても、広く医系技官が活躍しています。

他府省庁

内閣官房

新型インフルエンザ対策など

人事院

国家公務員の健康安全対策推進に関する業務など

内閣府

日本の総合的・基本的な科学技術政策の企画立案および総合調整に関する業務(総合科学技術・イノベーション会議)、健康・医療戦略に関する業務など

復興庁

復興に関する国の施策の企画、調整および実施、福島への一元的な窓口や支援など

総務省[消防庁]

救急搬送体制、救急救助に関する業務など

法務省

刑務所、少年院等に収容されている者の保健衛生・医療に関する業務など

関係機関・大学

国立病院機構、国立高度専門医療研究センター(国立国際医療研究センター等)、日本医療研究開発機構(AMED)、医薬品医療機器総合機構(PMDA)、国際協力機構、大学(自治医科大学等)などにおいても、医系技官が働いており、日本の健康安全、科学技術政策の向上の一翼を担っています。

国際関係機関

大使館(フィリピン、ベトナム、ロシア)・国連政府代表部(在ニューヨーク)や、世界保健機関(WHO)、JICA国際派遣(タイ)、I D E S国際派遣(アメリカ疾病予防管理センター(CDC))、日本医療研究開発機構(ロンドン)といった機関等で、国際的に医系技官が活躍しています。

現役医系技官からの声

私が所属する東京空港検疫所支所は、検疫法に基づき海外からの入国者に対する検疫や食品衛生法に基づき輸入食品の監視/指導等を行っています。空港の検疫は今まさに新型コロナ対策の最前線として水際対策に当たっており、2021年12月中旬頃より空港の検査で陽性になる入国者が日に日に増加しています(この後2022年1月には国内初のオミクロン患者が発生し、国内患者も増加し続けています)。空港の検疫は、国内での発生を少しでも遅らせ、国内の医療体制の整備等のための時間を稼ぐという重要なミッションを負っており、東京空港検疫所支所ではたった100人程度の職員で24時間・365日、必死に感染症が国内に入るのを防いでいます。

検疫所

水際対策の最前線より

東京検疫所
東京空港検疫所支所長
岩崎 容子
IWASAKI Yoko

平成12年入省し、生活習慣病対策を担当。その後、環境省(水俣病対策・石綿健康被害対策担当)、文部科学省(学校保健・がんや感染症の基礎研究担当)や独立行政法人成育医療研究センター(事務部門)への出向を経験し、令和3年8月より現職



※前列右から2番目

今までの業務や体験

国連代表部時代には、国連総会で結核、UHCの二回の首脳会合の取りまとめ役として国連大使を補佐し、総理や大臣のご参加の下、193か国の合意に導きました。故中村哲先生への哀悼の意を表した演説(写真参照)も一生忘れられません。現職では、COVAXワクチン・サミットと東京栄養サミットの日本開催を担当し、世界の協調と連帯を日本として主導する意義と重要性を肌で感じました。

ワークライフバランス

忙しい日々ですが、なるべく朝の子どもの送りとテレワークは取り入れるようにしています。自転車通勤もいい気分転換です。

今までの業務や体験

今の検疫所での経験はこれから先もずっと忘れられないと思います(今も絶賛継続中ですが、...)。

ワークライフバランス

私には娘が2人(高1と小2)おり、フレックス制度やテレワークを活用しながら家庭と仕事を両立してきました。厚生労働省では様々な制度が整ってきており、個々の人の育児・介護の状況や価値観に応じて配属先や働き方を考慮してもらえます。私自身、子供の成長に伴って働き方もどんどん変わってきており、これからも模索しながら仕事を続けていければと思っています。

外務省

国際保健外交を主導する

外務省国際協力局
国際保健政策室長
江副 聡
EZOE Satoshi

平成14年入省後、医療安全、診療報酬、精神保健、がん対策等を担当。ハーバード大留学(行政学修士・公衆衛生学修士)、国連合同エイズ計画(UNAIDS)を経て、国際保健企画官としてWHO等を担当。国際連合日本政府代表部参事官を経て令和2年より現職。



環境省

医学と法学の間で

環境省大臣官房環境保健部
環境保健企画管理課
特殊疾病対策室主査

磯崎 敦子

ISOZAKI Atsuko

平成30年入省。健康局総務課で原爆症認定や関連訴訟に携わる。その後、健康局結核感染症課において感染症対策（新型コロナウイルス感染症対応含む）を担当。令和2年より現職。



一般に想像されるような「医系技官のお仕事」ではないと思いますが、課室によっては、訴訟対応をしている医系技官もいます。

当室では水俣病の関連訴訟について、科学的な主張の検討を中心に、法務省や関連自治体などの関係者と協力して対応に当たっています。また、争点となっている事項については、専門家に意見書作成や証人尋問への対応をお願いすることもあります。

訴訟における重要課題のひとつは、医学の理屈や常識を、裁判官にきちんと理解してもらうことです。技官の仕事は、そんな理系と文系のギャップに、上手に橋を架けるようなものかもしれません。分野は多少異なれど、臨床とも共通する部分もあるのではないのでしょうか。

今までの業務や体験

業務として裁判所に行くことも多々あります。「これが裁判、証人尋問かぁ！」など、通常ではなかなか得られない経験をしていると思います（臨床医だと、訴訟といえば普通あまり関わりたくない話かもしれませんが……）。

ワークライフバランス

環境省ではテレワーク実施率70%を目標として、各課室ごとに出勤日数の調整が行われています。おおむね週3～4日はテレワークなので、日々の残業時間が減ったり、本来通勤している時間を別に活用できたりしているかも？

新潟県

全ての点が線につながった 県での新型コロナ対策と医療政策

新潟県福祉保健部長

松本 晴樹

MATSUMOTO Haruki

平成21年入省。2009年新型インフルエンザや2011年東日本大震災の対策本部を経験。母子保健、広報、診療報酬（深夜手術加算等）、医療体制改革等を担当。2020年厚労省新型コロナ対策本部。ハーバード公衆衛生大学院留学。2020年4月より現職。



今までの業務や体験

平成28年に熊本地震が起こった際に、現地の対策本部に派遣され、入省後初めて大規模災害の対応を経験しました。被災した精神科病院の関係者や自治体の職員などの声を直接聞き、国としてできる支援を考える貴重な機会となりました。

ワークライフバランス

コロナ禍で外出や旅行ができなくなった分、健康的な生活を心がけるようになりました。運動や食事だけでなく、早く仕事を切り上げたり在宅勤務を活用したりして休養時間を確保することの重要性を改めて実感しています。

千葉市はご存じのとおり首都圏にある大きな都市ですが、水と緑、歴史や文化が感じられる地方都市でもあり、令和3年には市制100周年を迎えました。地域によっては高齢化が急速に進んでおり、また、現在はコロナ禍の自粛生活の影響によるフレイルの進行が懸念されています。保健師をはじめとする保健事業に関わっている多くの方々と意識の共有を図り、国の方針と地域のニーズを踏まえ、既存の取組の長所を上手に生かしながら、よりよいサービスを市民の方々に届けられるよう努めています。そのほか、受動喫煙防止や食生活改善についても、地域の実情に合わせて自治体独自の取組を考え事業を展開しており、国の仕事にはない面白さを感じています。

日本医療研究開発機構（AMED）

基礎から実用化まで、 一貫した医療研究の推進に向けて

日本医療研究開発機構
革新基盤創成事業部長

丹藤 昌治

TANTO Masaharu

平成18年入省。大臣官房、健康局、保険局、環境省、島根県、国際医療研究センター等で医療行政・公衆衛生に携わり、令和元年より大臣官房厚生科学課、令和3年4月より国立社会保障・人口問題研究所、令和3年9月より現職。

日本医療研究開発機構（AMED）は、医療分野の研究開発と環境整備の中核的な役割を持つ機関として、文部科学省・厚生労働省・経済産業省が独自に実施していた研究開発予算を集約し、平成27年4月に設立されました。

私が勤務する革新基盤創成事業部では、産官学連携により、医療現場のニーズにあった研究開発から実用化までを加速化する、革新的な基盤形成などを支援する「CiCLE」という事業を進めています。委託費を配分して終わりというわけではなく（もちろんそれも大事ですが）、研究を実施する企業と一緒に、事業化までを支援する（そして委託費を返してもらう）事業なので、厚労省では得がたい経験をさせてもらっています。

今までの業務や体験

15年前の入省以来、様々な場所で、様々な業務に携わってきましたが、どこに行っても、いつも多くの人に助けいただいた気がします。

ワークライフバランス

入省間もない頃は、随分無理な働き方もしていましたが、最近は仕事とプライベートのバランスも上手くとれるようになってきました。10年前、長女の誕生の際に思い切って取った育児休業も、今では多くの男性職員が積極的に取得するようになっています。

千葉市

人生100年時代における 地域の健康づくりを考える

千葉市保健福祉局健康福祉部
健康推進課長

松本 千寿

MATSUMOTO Chizu

平成26年入省。保険局医療課で手術や医療機器の診療報酬を担当し、その改定に携わる。その後、障害保健福祉部精神・障害保健課において公認心理師法の施行等を担当。国立病院機構本部を経て、令和2年より現職。



世界で活躍する医系技官

医系技官は国内のみならず、国際的な役割を担っていたり、時には世界の公衆衛生を学ぶため海外留学するなど日本のため、そして人類のために、大きなフィールドで活躍することが期待されています。

ASEAN地域の政策立案を担うシンクタンク

ERIAは経済・エネルギー分野を中心に、ASEAN地域が直面する課題について、研究と政策提言を行う国際機関です。ヘルスケア分野では、アジアの高齢化対策や国際共同治験の促進に力を入れています。

まだ若い組織ですが、それ故に新しい政策課題に積極的に取り組んでいける面白さがあります。また、加盟国や他の国際機関と仕事をする中で、各機関の考え方が垣間見え、国際交渉の下積みにもなるところが魅力です。



東アジアASEAN経済研究センター(ERIA)
ヘルスケア介護政策担当

加藤 拓馬
KATO Takuma

Leave no one behind - 世界をフィールドに

より持続可能で、公平で、健康的な世界を構築するために、健康格差や環境問題等の単独では解決できない健康課題について、世界各国が連帯して何ができるかを真剣に考え取り組んでいます。また、健康課題に対する政治的モメンタムを高め、規範を作り、政策の実施の支援まで行うこともWHOの重要な役割です。私は、環境保健、健康増進、食品安全・栄養、健康の社会的決定要因及びWHO神戸センターを統括する部署で、主に技術的内容を担当しています。皆様と一緒に働ける時を楽しみにしています。



世界保健機関 (WHO)
ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ/
健康づくり担当事務局長補室 テクニカルオフィサー
櫻本 恭司
SAKURAMOTO Yasushi



在ロシア日本国大使館
二等書記官
平田 有美恵 HIRATA Yumie

海外での経験は様々な視点を持つ機会に

制度も文化も異なる国においては、医療一つをとっても様々な違いがあり、ましてや公衆衛生ともなると、その国の価値観や文化が色濃く反映されます。時には概念自体がその国にないような事柄を、より現場ベースで、どう互いに学び合うかという事に二国間協力の面白さがあると思っています。他国の大使館とも連携しながら医療分野における国際協力を推進することは、自分自身の学びにもなり今後の国内施策にも役立つと感じています。

スイス・ジュネーブで医系技官の強みを最大限活かして

2018年、厚労省国際課から世界保健機関 (WHO) への海外出張をきっかけに、スイス留学を決意。ジュネーブはレマン湖が一年中美しい穏やかな場所です。国際機関に囲まれ、100以上の国の学生から学び、多彩なキャリアや生き方との出会いが魅力です。パリOECD本部インターンシップや、学生グループプロジェクトなど、心ゆくまで大学院で研究し、留学中に上達したいフランス語にも、毎日わくわくしながら挑戦する日々です。



人事院長期在外研究員
(ジュネーブ国際開発研究大学院)
内山 美友紀
UCHIYAMA Miyuki



JICA GLO+UHCプロジェクト
チーフアドバイザー
加藤 琢真
KATO Takuma

日本とタイの知見で世界のUHCを推進

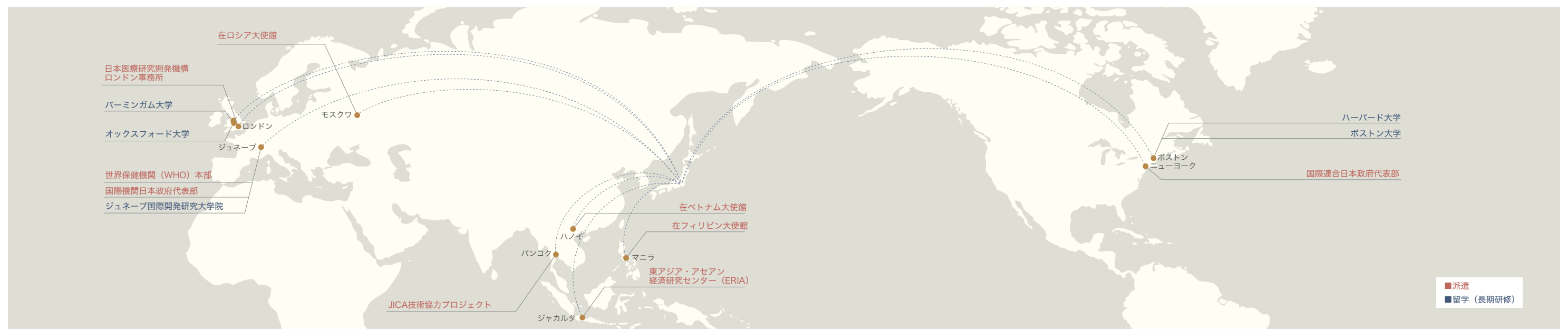
SDGsに定められたユニバーサルヘルスカバレッジ (UHC) を2030年までに達成するという目標に向けて、タイにおいては、診療報酬制度や請求審査等の導入や改定に関する技術支援を行い、東南アジアやアフリカ諸国に対しては、日本とタイの経験や知見を用いて、医療人材等の医療政策の整備や医療保険制度の改革の三角協力を推進しています。まさに厚労省で培われた経験を、医系技官として世界の各国の医療制度等の構築・改善に活かせる業務です。

米国公衆衛生大学院への留学

新型コロナウイルス感染症対策に従事する中で、国内や諸外国、WHOから連日発表されるデータを前に、エビデンスの内容や背景について学術的な観点から正確に理解し迅速に議論することの重要性を改めて痛感しました。現在、米国公衆衛生大学院でそのための基礎となる疫学や統計学に加え各国の医療制度等について様々な国の学生と議論しながら研究し、専門家の先生方とのコミュニケーションや科学的根拠に基づく施策立案に必要なスキルを学んでいます。



人事院長期在外研究員
(ハーバード公衆衛生大学院)
橋本 尚英
HASHIMOTO Takahide





令和3年度
入省

若手医系技官からの メッセージ

様々な思いをもって歩み始めた
医系技官からあなたへ

多方面から医療・保健に 関わることができます

大臣官房国際課長補佐

中村 早希 NAKAMURA Saki

学部卒業年 — 平成27年
臨床研修後の経験 — 臨床(一般小児科、新生児科)

専門医研修終了後に入省しました。採用面接で志望し、国際保健に関する業務を行っています。時差との戦いですが、頼りになる上司と理解のある仲間に囲まれ、楽しく過ごしています。国内及び国外、あらゆる視点から人々の健康に向き合えることも魅力の一つです。



国民のいのちと健康を守る

医政局地域医療計画課在宅医療推進室長補佐

中西 浩之 NAKANISHI Hiroyuki

学部卒業年 — 平成18年
臨床研修後の経験 — 臨床(内科系)、公衆衛生学

入省後は、主に入院外の医療提供体制の制度作りに携わっております。日本の将来像を踏まえながら、必要な方に必要な医療を提供できる仕組みが重要となります。医学を学び、実践してきた経験から、現場の医療専門職や国民の目線に立った取り組みを意識しております。



行政でしかできないこと

医政局地域医療計画課主査

谷口 大樹 TANIGUCHI Taiki

学部卒業年 — 平成31年

臨床の現場を離れることは大きな決断かもしれませんが、行政でしかできないこともたくさんあります。私は医療計画や地域医療構想に携わっており、一年目から様々な経験をさせていただいています。少しでも興味のある方は、まずは気軽に見学に来てみてください。



医系技官として

医政局臨床保健課主査

宍戸 勇介 SHISHIDO Yusuke

学部卒業年 — 令和2年

私は臨床研修修了後に入省しました。医系技官として、法令係の事務官の方など様々なバックグラウンドを持つ方々と一緒に、臨床とは違う視点でアプローチしていくことはやりがいのある仕事です。医系技官という仕事に興味があれば、ぜひ見学にいらしてください。



知らない世界が 次々と見えてくる楽しさ

健康局総務課主査

駒井 清匡 KOMAI Kiyomasa

学部卒業年 — 平成31年

日本の医療システムが抱える問題の解決に取り組みたいと考え入省しましたが、それだけに収まらない数多くの課題に対し医系技官が力を発揮していると知りました。入省しなければ今後とも知らなかったであろう世界が見えることはこれ以上ない楽しみだと思います。



新型コロナ対策の最前線に

健康局結核感染症課主査

金川 弦暉 KANAGAWA Genki

学部卒業年 — 平成31年

新型コロナウイルス感染症対策に関する業務を行っています。自治体や専門家、民間企業と連携しながらスピード感を持って政策を決定していく過程に携わることができ、大きなやりがいを感じています。興味のある方は、ぜひ一度見学に来てください。



国民全体の健康に資する 医系技官

労働基準局安全衛生部労働衛生課主査

佐藤 壮 SATO So

学部卒業年 — 平成31年

臨床や日常生活で感じた疑問や課題に、広く効率的に取り組めると考え入省しました。今の部署では労働者の健康をメインに扱うため、以前は想像さえできなかった視点から国民の健康について考えられるようになった気がします。興味のある方は、是非ご応募ください。



より多くの人々の健康のため

保険局医療課主査

徳田 紋華 TOKUDA Ayaka

学部卒業年 — 平成31年

臨床は一人一人の患者さんと接し、オーダーメイドの治療を提供していくことが、魅力だと思います。一方で、行政は、一人一人の患者と接することは出来ませんが、根本的な問題を発見し、より大規模な人々への治療ができることが魅力だと思います。



医系技官としての 専門性と公平性と先見性

健康局健康課予防接種室長補佐

西田 浩孝 NISHIDA Hirotaka

学部卒業年 — 平成25年
臨床研修後の経験 — 産婦人科専門医、女性ヘルスケア専門医、
腹腔鏡手術、生殖医学

目前に悩む患者の中に明日の医学がある。書かれた過去の医学を盲信するべからず。物事を俯瞰的に捉え、自己批判のもと真理を追求する。国民国家の厚労行政とは何か。険しき道のりは時に立ち止まり原点回帰。さあ共に政策を進めよう。



経験と専門性を生かした 医療行政への貢献

医薬・生活衛生局血液対策課長補佐

佐野 圭吾 SANO Keigo

学部卒業年 — 平成21年
臨床研修後の経験 — 総合内科専門医、血液専門医、新薬審査

私が医系技官を志すきっかけは、医師としての経験や知識を日本の国のために役立てたいと思ったことからでした。これから医系技官を目指すとする皆様は、似たような思いを持ってもらえると思います。その思いは裏切られないと思いますので、是非一緒に頑張りましょう。



他にはない経験ができる仕事

保険局医療課主査

増田 絵美奈 MASUDA Emina

学部卒業年 — 平成29年
臨床研修後の経験 — 大学院(口腔衛生学専攻)

今の部署では歯科診療報酬の改定に携わっています。これまで臨床で算定していた点数がどのように設定されていたか等を知ることができます。取り扱うことの規模も大きく大変なことも多いですが、なかなか他ではできない多くの経験ができるかと思っています。





令和3年度
入省

若手医系技官からの メッセージ

様々な思いをもって歩み始めた
医系技官からあなたへ

多方面から医療・保健に 関わることができます

大臣官房国際課長補佐

中村 早希 NAKAMURA Saki

学部卒業年 — 平成27年

臨床研修後の経験 — 臨床(一般小児科、新生児科)



専門医研修終了後に入省しました。採用面接で志望し、国際保健に関する業務を行っています。時差との戦いですが、頼りになる上司と理解のある仲間に囲まれ、楽しく過ごしています。国内及び国外、あらゆる視点から人々の健康に向き合えることも魅力の一つです。

行政でしかできないこと

医政局地域医療計画課主査

谷口 大樹 TANIGUCHI Taiki

学部卒業年 — 平成31年



臨床の現場を離れることは大きな決断かもしれませんが、行政でしかできないこともたくさんあります。私は医療計画や地域医療構想に携わっており、一年目から様々な経験をさせていただいています。少しでも興味のある方は、まずは気軽に見学に来てみてください。

国民のいのちと健康を守る

医政局地域医療計画課在宅医療推進室長補佐

中西 浩之 NAKANISHI Hiroyuki

学部卒業年 — 平成18年

臨床研修後の経験 — 臨床(内科系)、公衆衛生学



入省後は、主に入院外の医療提供体制の制度作りに携わっております。日本の将来像を踏まえながら、必要な方に必要な医療を提供できる仕組みが重要となります。医学を学び、実践してきた経験から、現場の医療専門職や国民の目線に立った取り組みを意識しております。

医系技官として

医政局歯科保健課主査

宍戸 勇介 SHISHIDO Yusuke

学部卒業年 — 令和2年



私は臨床研修終了後に入省しました。医系技官として、法令係の事務官の方など様々なバックグラウンドを持つ方々と一緒に、臨床とは違う視点でアプローチしていくことはやりがいのある仕事です。医系技官という仕事に興味があれば、ぜひ見学にいらしてください。

知らない世界が 次々と見えてくる楽しさ

健康局総務課主査

駒井 清匡 KOMAI Kiyomasa

学部卒業年 — 平成31年



日本の医療システムが抱える問題の解決に取り組みたいと考え入省しましたが、それだけに収まらない数多くの課題に対し医系技官が力を発揮していると知りました。入省しなければ今後もしらなかったであろう世界が見えることはこれ以上ない楽しみだと思います。

新型コロナ対策の最前線に

健康局結核感染症課主査

金川 弦暉 KANAGAWA Genki

学部卒業年 — 平成31年



新型コロナウイルス感染症対策に関する業務を行っています。自治体や専門家、民間企業と連携しながらスピード感を持って政策を決定していく過程に携わることができ、大きなやりがいを感じています。興味のある方は、ぜひ一度見学に来てください。

国民全体の健康に資する 医系技官

労働基準局安全衛生部労働衛生課主査

佐藤 壮 SATO So

学部卒業年 — 平成31年



臨床や日常生活で感じた疑問や課題に、広く効率的に取り組めると考え入省しました。今の部署では労働者の健康をメインに扱うため、以前は想像さえできなかった視点から国民の健康について考えられるようになった気がします。興味のある方は、是非ご応募ください。

より多くの人々の健康のため

保険局医療課主査

徳田 紋華 TOKUDA Ayaka

学部卒業年 — 平成31年



臨床は一人一人の患者さんと接し、オーダーメイドの治療を提供していくことが、魅力だと思います。一方で、行政は、一人一人の患者と接することは出来ませんが、根本的な問題を発見し、より大規模な人々への治療ができることが魅力だと思います。

医系技官としての 専門性と公平性と先見性

健康局健康課予防接種室長補佐

西田 浩孝 NISHIDA Hirotaka

学部卒業年 — 平成25年

臨床研修後の経験 — 産婦人科専門医、女性ヘルスケア専門医、
腹腔鏡手術、生殖医学



目前に悩む患者の中に明日の医学がある。書かれた過去の医学を盲信するべからず。物事を俯瞰的に捉え、自己批判のもと真理を追求する。国民国家の厚労行政とは何か。険しき道のりは時に立ち止まり原点回帰。さあ共に政策を進めよう。

経験と専門性を生かした 医療行政への貢献

医薬・生活衛生局血液対策課長補佐

佐野 圭吾 SANO Keigo

学部卒業年 — 平成21年

臨床研修後の経験 — 総合内科専門医、血液専門医、新薬審査



私が医系技官を志すきっかけは、医師としての経験や知識を日本の国のために役立てたいと思ったことからでした。これから医系技官を目指そうとする皆様は、似たような思いを持ってもらえると思います。その思いは裏切られないと思いますので、是非一緒に頑張りましょう。

他にはない経験ができる仕事

保険局医療課主査

増田 絵美奈 MASUDA Emina

学部卒業年 — 平成29年

臨床研修後の経験 — 大学院(口腔衛生学専攻)



今の部署では歯科診療報酬の改定に携わっています。これまで臨床で算定していた点数がどのように設定されていたか等を知ることができます。取り扱うことの規模も大きく大変なことも多いですが、なかなか他ではできない多くの経験ができるかと思います。

医師の働き方改革

2024年4月から、医師の時間外・労働時間規制の制度が開始されます。歴史的な制度の施行に向け、地域医療提供体制の確保、医師偏在対策を含め様々な場面で医系技官が重要なその役割を担っています。



医師の働き方改革の意義

国民が安心して質の高い医療を受けることができる我が国の医療はこれまで医師の長時間労働に支えられている側面がありました。24時間いつ呼ばれても病院に駆けつける、土日を問わず働く、このような医師の姿勢はこれまで医者の「あるべき姿」として語られてきましたし、個々の医療現場において、「患者のために」「よい医療のために」という思いが積み重なったものでもあります。そうした中においても、医師健康で充実して働き続けることができるような社会を目指していくことは、医師、そして医療を受ける国民、日本の良い医療を将来にわたって持続させていくためにも、現状を変えることは重要な課題です。

医師の働き方改革の議論に先駆けて、平成30年に働き方改革関連法が

成立し、一般労働者の時間外労働時間の上限規制が設けられました。医師に関しては、業務の特殊性に鑑み猶予期間が設けられ時間外労働時間の上限規制の適用が令和6年4月からの施行となりました。この猶予期間に医師の働き方改革に向けた制度設計について、多くの議論を重ねられてきました。医師の応召義務など考慮を要する医療・医師の特殊性、医師の労働時間の上限、健康確保のための措置、こうした課題について、ひとつひとつさまざまな関係者とともに検討が進められました。このような検討の内容が盛り込まれた法案が国会で審議され、令和3年4月、改正医療法が成立しました。

施行に向けた取り組み

令和6年4月から時間外労働時間の上限規制が開始されます。具体的には、

年間の時間外休日労働時間の上限が960時間であるA水準、やむを得ずA水準を超えざるを得ない場合の水準（上限1860時間）である地域医療確保暫定特例水準（B・連携B水準）、集中的技能向上水準（C-1・C-2水準）の枠組みとなります。

高い時間外労働時間が適用される場合には、追加的健康確保措置（連続勤務時間制限28時間、勤務間インターバル9時間の確保、代償休息のセット）が義務化されます。また、医療機関は都道府県知事による指定を受ける必要があり、その際には労働時間短縮計画を作成することや医療機関における労働時間短縮に向けた取り組みなどについて、第三者機関による評価を受けることが求められます。一般の労働者より高い水準の上限時間になる分、追加的な確保措置措置や労働時間短縮への取組も十分確認されることになります。このほかにも、医師の働き方改革を進めて行く上では、労働時間の短縮に向けた取組や適切な労務管理の推進、タスクシフト／シェアの推進のほか、地域医療提供体制の改革等、さまざまな取組を進めていくことが重要です。労働時間短縮により医療提供体制への影響が生じることがないように、多くの関係者とともに、施行に向けた準備状況を丁寧に確認しながら、医師の健康確保と地域医療提供体制の確保の両立が果たせる社会の実現を目指して、医師の働き方改革を進めていきます。

医師の長時間労働の原因と対応について

様々な要素が複雑に関係して、医師が長時間労働となっている。2024年4月の制度改正の施行に向けて、日本の医療提供体制が抱える課題が明らかとなると考えており、最大の課題は、医師の偏在であろう。医系技官を志した約20年前に抱いた問題に直接携わることができるやりがいと責任の重さを実感つつ仕事をしています。本当に、大きな課題であり、大変な仕事ですが、素晴らしい仲間達と一緒に仕事をできていることに感謝をしています。臨床現場等とは違った重要な仕事ができる職場だと思いますので、興味があれば、是非、一度、話を聞きに来てください。



医政局医事課長
山本 英紀
YAMAMOTO Hidenori

これからの医師の人材マネジメント

特定の地域や診療科に医師が偏っていることが医師の負担につながっており、私は医師の地域・診療科偏在対策に携わることで医師の働き方改革に関わっています。一方、働き方改革によって労働時間を短縮しようとすると、それをカバーするだけの医師が必要になりますが、日本全体でみると将来の人口減少が予測されるため、データで将来を推計しつつ、医師数を検討する必要があります。日本の将来を見据え、医師を養成・確保しながら働き方改革を進めるにはどうすべきか。一筋縄にいかない問題ですが、有識者と日々熱い議論を重ね、検討を進めています。



医政局医事課主査
野口 裕輔
NOGUCHI Yusuke

働き方改革を進める

医師の健康確保と医療提供体制の確保を両立し、持続可能な質の高い医療の提供を目指す。この目指すべき姿に、異を唱える方にあまり会ったことがありません。しかし、そこにいたるまでプロセスや望むルールについて、描く思いはひとによりさまざまです。働き方改革は日本の医療における積年の課題であり、多くの関係者の方々との議論・検討を通じ政策設計をしていく過程は、陰しさと、難しさと、やりがいに満ちています。今だけでなく、将来にわたって医療や社会全体が少しでもよくなるよう、一歩でも半歩でも前に進んでいきたいと思っています。



医政局医事課医師養成等企画調整室長
福田 亮介
FUKUDA Ryosuke

医師の働き方改革への想いや考えを形にする

令和3年8月まで医師の働き方改革とタスク・シフト／シェアを担当し、制度の枠組みや運用の検討に当たり、企画立案や関係者との調整等を担ってきました。医事法制・医療政策のみならず、労働法制・労働政策に関する知識も欠かせず、担当部局と日々対話をしながら理解を深め、多角的な視点と想像力を持って考えることが自分の役割でした。また、現場に対して働き方改革の意義や内容について周知・啓発を行い、医師個人の立場・考え方や医療機関の規模・役割等によって受け止めは様々で意見交換を重ねました。今般の法改正の一翼を担えたことは貴重な経験になりました。



医政局経済課主査
赤星 里佳
AKAHOSHI Rika

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保
A（一般労働者と同程度）	960時間	義務	努力義務
連携B（医師を派遣する病院）	1,860時間 ※2035年度末を 目標に終了		義務
B（救急医療等）			
C-1（臨床・専門研修）	1,860時間		
C-2（高度技能の修得研修）			

WORK LIFE BALANCE

ワークライフバランス

厚生労働省は、「厚生労働省における女性の活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」を策定して、全ての職員の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現が不可欠である。』との認識のもと、全ての職員のワークライフバランスの推進に取り組んでいます。

フレックスタイム制	早出遅出勤務	定時退庁	テレワーク
年休取得促進	働き方改革	超過勤務の縮減	育児短時間勤務
配偶者出産休暇	育児参加のための休暇	保育時間	育児休業
育児時間	子の看護休暇	介護休暇	介護時間

どこにでもいる普通のお母さんが働き続けること

テレワーク 育児短時間勤務 子の看護休暇

私はこれまで8年間短勤務を利用してきました。子供の急な発熱時などには看護休暇として年10日の特別休暇が使えて、育児時間を使って早くに勤務を上がることができるので子供の生活を中心に働くことができます。コロナ禍でさらに状況が変わりました。テレワークが日常となり、業務の打ち合わせもほぼオンラインが併用されるようになりました。おかげで、分散登校や休校措置にも子供の希望を優先できるようになり、習い事を平日にさせてあげられることもできるようになりました。柔軟な働き方ができることの恩恵を強く感じています。



環境省大臣官房環境保健部
環境保健企画課特殊疾病対策室長補佐

村松 悠子 MURAMATSU Yuko

ワークライフバランスの確保された職場です

育児休業 子の看護休暇 早出遅出勤務

第1子の誕生の際に育児休業を行いました。人事担当におそろおそろ相談に行ったところ、丁寧に希望をきいてもらうことができ、多忙な部署でしたが希望した長さの休みを取ることができました。育児の大変さを身をもって知る機会となり、貴重な3か月になりました。復帰後の勤務時間は、始業と終業を1時間ずつ早めてできるだけ早く帰宅するようにしています。他にも、子の看護休暇制度などがあり、WLBを確保するための仕組みは整ってきていると感じています。



医政局医事課主査

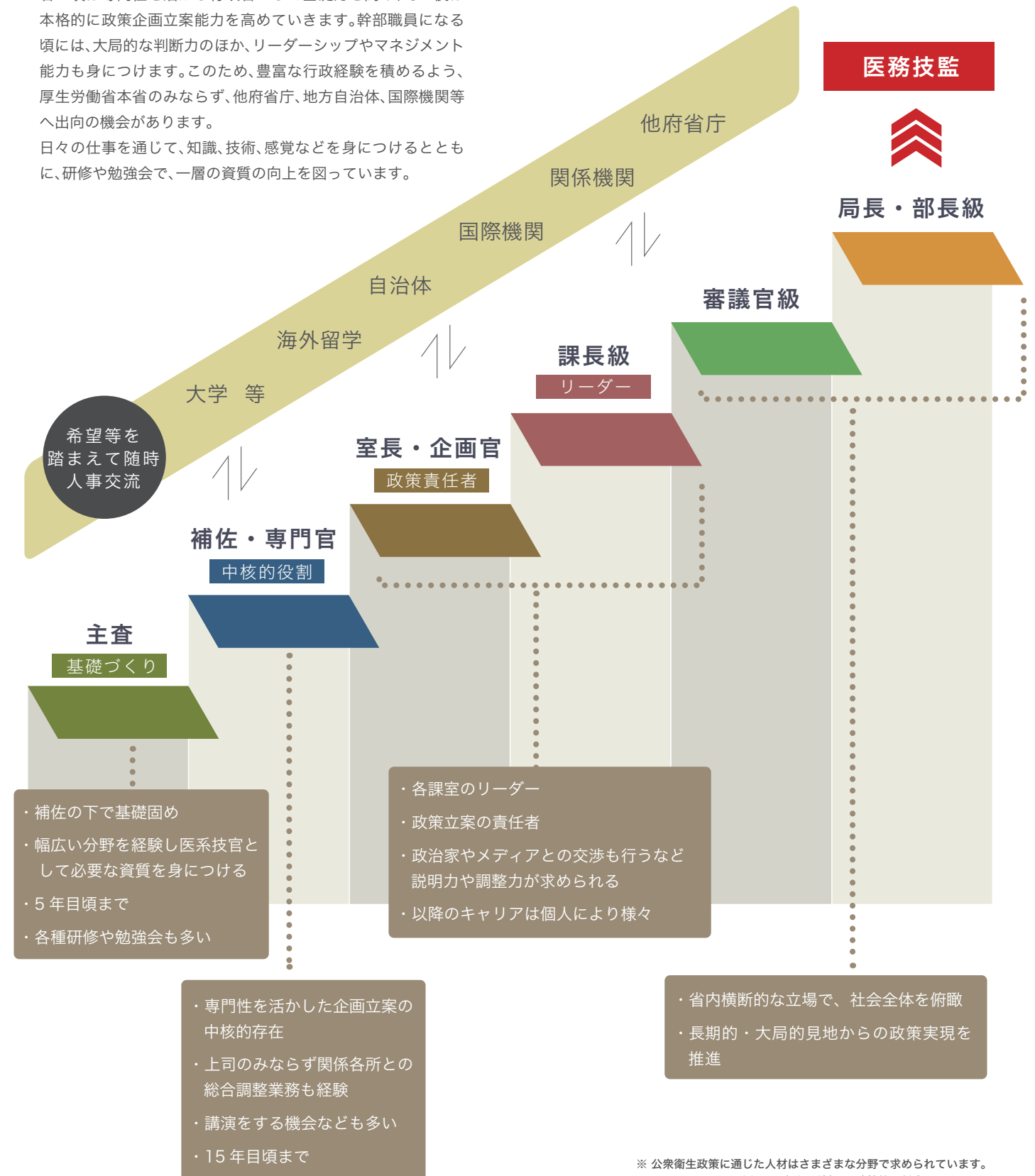
瀧 翔哉 TAKI Shoya

医系技官のキャリア形成

激動する社会情勢のなかで、国民の期待に応える政策を展開するため、医系技官には、鋭い先見性と広い視野、そして豊かな人間性が求められています。

若い頃は専門性を活かし行政官として基礎力を高め、その後は本格的に政策企画立案能力を高めていきます。幹部職員になる頃には、大局的な判断力のほか、リーダーシップやマネジメント能力も身につけます。このため、豊富な行政経験を積めるよう、厚生労働省本省のみならず、他府省庁、地方自治体、国際機関等へ出向の機会があります。

日々の仕事を通じて、知識、技術、感覚などを身につけるとともに、研修や勉強会で、一層の資質の向上を図っています。



※ 公衆衛生政策に通じた人材はさまざまな分野で求められています。
※ キャリアパスの一例です。本人の希望や、適性等に対応します。
※ 年数は医師(歯科医師)国家試験合格からの年数です。

伝説

の医系技官

—— 石原 修

石原 修 いしはら おさむ（1885-1947年）

明治18（1885）年兵庫県伊丹に生まれる。

明治41年京都帝国大学福岡医科大学（現在の九州大学医学部）卒業

内務省の嘱託となって紡績業を中心とする女子労働省の劣悪な労働環境

を調査し、工場法成立に大きな役割を果たした。のち内務省工場監督官

となり、大阪医科大学（現在の大阪大学）衛生学教授を務めた。

30年かかった工場法の成立。 渋沢栄一も反対に

工場法は、1882年に制定の検討が始まってから制定に至るまで30年もかかった明治期最大の政策立法です。制定時の担当局長は、「工場法の条文は僅か25条にして、規定の内容も極めて簡短な小法律だが、制定に至るまで実に30年の星霜を積み、主務大臣の更迭23回、主任者の局長を換えること15人、草稿を改めること実に百数十回に及んだものである」と述べています。

工場法は1911年に公布されましたが、施行期日は勅令で定めることになっていました。農商務省は1913年から施行する予定でしたが、法制定後も根強い経営者の反対があり、また財政難から大蔵省が予算を付けなかったことから、施行されずに宙ぶらりんの状態だったのです。大河ドラマの主人公の渋沢栄一も工場法に反対の立場でした。

石原の調査結果が世間 を揺るがす。 工場法を施行せよ！

石原は、明治42（1909）

年より内務省や農商務省の嘱託となり、工場法の準備のための工場衛生に関する調査を実施しました。工場内の衛生状態だけでなく、農村出身女工の帰郷後の健康状態を追跡調査も行っています。

大正2（1913）年にまとめたレポートでは、以下のような事実を指摘しました。①紡績女工の約30万人は20歳未満。大部分は寄宿舍生活。②労働時間は14～16時間。機械を休ませないために2直制の連続徹夜業。夜業は12～13歳の少女が多い。蒸し暑く、粉じんの多い長時間作業で、女工の体重は減少し、正常な発達を妨げている。③寄宿舍は、女工1人に畳一畳。照明・換気が悪く、夜具は2人に1組。十分な睡眠・休養を取れない。④帰郷女工の6～7人に1人は重い病気で国元に帰る。その4分

の1は結核で、故郷での家族・近隣への感染源となる。⑤帰郷後の死者約9千人のうち、7割が結核。工業の繁栄の陰に隠された犠牲者で、人道上からも見逃しえない重大問題である。

大学教授となった石原

石原の調査は、1916年の工場法の施行を推進する役割を果たしたと言われています。

大阪大学での石原は、衛生学の教授として現場見学をまじえた労働社会衛生学や、大気汚染調査などの実践的調査を取り入れた環境衛生学は、医学生に大きな影響を与えたと言われています。亡くなる前には、労働基準法の成立にもかかわっています。

大阪大学医学史料展示室所蔵 石原修像(写真提供 大阪大学医学系研究科総務課)



具体的なキャリアパス

医系技官としてのキャリアパス例をご紹介します。

Career Path

防衛省大臣官房衛生監

鈴木 健彦 Suzuki Takehiko

平成7年 厚生省保健医療局疾病対策課臓器移植対策室臓器移植係長
平成10年 環境庁環境保健部特殊疾病対策室補佐
平成13年 大分県福祉保健部健康対策課長
平成16年 厚生労働省食品安全部企画情報課長補佐
平成16年 厚生労働省健康局結核感染症課長補佐
平成26年 原子力規制庁放射線防護対策部原子力防災政策課企画官
平成28年 厚生労働省老健局老人保健課長
平成30年 厚生労働省医政局地域医療計画課長
令和3年 現職



平成5年～平成9年 主査、係長時代

入省して間もないことから、行政の仕事の仕方を勉強する時期でした。特に、係長以下で同年齢の予算事務官とは、よく飲み会を開催し、その席で仕事の仕方とか予算の仕組みについて、事務官の愚痴を聞きながら教えてもらった経験が、課長になっても生きています。また、当時の事務官とは、年に1度の飲み会を継続するなど、未だに付き合いが継続しています。

平成10年～平成21年 専門官・補佐時代

この時期には、課・室に医系技官が自分だけという時から、課や局の筆頭補佐として技官を取りまとめるという時期でした。食品安全部時代、9.11問題から「食品テロ対策」が世界でも問題になりました。「食品テロ」となると、「テロ全般」「感染症」「毒物」「食中毒」と色々に関連するのですが、そのものを担当する部署がないため、当初、省内唯一の食品テロ担当者として、私が一人で関係省庁との会議や、FAO、G8の担当者会議に参加していました。

都道府県への出向

都道府県には、平成13年に大分県（健康対策課長）、平成24年に千葉県（保健医療担当部長）に出向しています。

特に、大分県では、出向時にはサッカーワールドカップ日韓同時開催（大分県は開催地の一つ）、途中には米国での9.11テロに伴う「白い粉（炭疽菌）」事件（県内でも疑似例発生あり）、最後に鳥インフルエンザ発生（県内発生あり）などの危機管理案件が立て続けに起こり、当時は寝る間を惜しんで対応していましたが、今となっては良い思い出です。

他省庁への出向

これまで、環境庁、文部科学省、原子力規制庁に出向し、現在は4回目となる防衛省に出向中です。他省庁には「医師」の資格を持つ職員が不在の場合が多く、ともすれば業務を丸投げされることもあります。逆に「自分の思い通りにできる」チャンスでもありました。例えば、原子力規制庁では、東日本大震災時に放射線医療体制が壊滅的であったことから新たにできたポストに就任したため、一から検討し始め、結果、原子力災害時に医療を提供する病院の基準や、避難車両の放射線暴露状況を迅速に測定する手法等、新たな制度を作成しました。

平成27年～令和3年 課長時代

課長職は、課員の意見を聞きながら

課の方針を決定できるとともに、場合によっては、局の方向性にも意見を言える立場です。老人保健課長の時には、以前、老人保健課長補佐で在籍していた知識/経験を活かし、介護報酬改定の際、他課が所管する介護保険サービスを含め、全サービスの担当者に対して改定方針の助言/指示/監督し、結果、介護保険10兆円の配分を差配することができました。

令和3年 現在

現在、防衛省で「防衛医学」の勉強中です。自衛隊病院の機能充実や、自衛官の傷病・危機管理対策など、これまでの経験が役立っています。

医系技官としてのキャリアを 振り返って

平成5年に入省後、28年間で、国内異動を中心に、省内5部局11課室、他省庁出向3回、都道府県出向2回を経験し、現在、4回目の出向です。国を、制度を、システムをより良いものにするために何をすべきか、何ができるかを考える仕事は、「個人に対する医療」とは視点/観点が違い、大変、充実した毎日でした。

様々な分野で活躍する 医系技官出身者

医系技官としてキャリアを歩んだのち、幅広い分野で活躍されているOB・OGに話を聞きました。

仲間とともにあるべき社会を創造し、日本、そして世界へ貢献する

WHO本部 UHC/健康づくり担当事務局長補
山本 尚子 YAMAMOTO Naoko

平成10年 厚生省保健医療局臓器移植対策室長補佐
平成16年 外務省国連日本政府代表部参事官
平成21年 防衛省衛生官 / 3.11東日本大震災への対応
平成23年 厚生労働省健康局疾病対策課長 / 難病対策新法などを担当
平成26年 北海道厚生局長
平成27年 厚生労働省審議官 / 国際保健担当
平成29年 厚生労働省総括審議官 / 国際保健担当
平成29年 現職



2021年11月末日、WHOの73年を超える歴史の中で2度目の特別総会が開かれました。そこで各国が強調したことは、コロナ危機を乗り越えるためには連帯が必要であり、ともに健康で安全で公平な社会を創るために協働することです。

エビデンスに基づく政策づくりとデータによる実践評価

私は、旧厚生省に入省し様々な経験を積んだ後、WHOに移り、現在ジュネーブにある本部で健康づくりを担当しています。WHOの最も重要な役割は科学とエビデンスに基づいて疾病予防や健康に関わる基準や指標をつくることです。具体的には、飲料水、大気や食品の安全基準、医療現場を含む放射性物質の取り扱い、栄養指標、あるいは禁煙対策や暴力・虐待の防止など様々な健康に関わるガイドラインを作るとともに、各国がそれらを守り、保健医療分野の政策を実施するための支援をし、データに基づく進捗状況のモニターを行っています。これらの活動を通して得られたエビデンスや好事例をもとに、国際政治の場において人々の健康と福祉に関わる取り組みや対話をリードすることもWHOの仕事です。

これらの活動はもちろんWHOだけでなく、幅広い分野の研究者、政府機関、パートナー団体、そして現場で実践されている人々と協働しており、まさに厚生労働省での医系技官の仕事と類似しています。

コロナ禍が浮き彫りにした健康格差
新型コロナウイルス感染症は、人々の生活と健康に大きな影響を与えています。失業による貧困の増大と飢餓、妊産婦ケアや予防接種、生活習慣病の治療といった基本的な保健医療サービスの中断による健康悪化、学校閉鎖と給食停止による子供の発育不良、あるいは食料流通の遮断による低栄養などです。世界のコロナによる死亡者数は550万人を超えましたが、毎日の生活のリスクの増大はそれ以上に深刻です。さらに、コロナ危機は社会の格差の問題を浮き彫りにしました。貧困や劣悪な住環境、仕事を休めない移民労働者や非正規雇用で働く人、あるいは保健情報や医療サービスへのアクセスが乏しく糖尿病や肥満などを抱えている人の罹患率や重症化率、死亡率が高く、経済格差が健康格差として明確に表れています。WHOのもつ、規範設定やデータ分析、

リーダーシップといった機能をフル稼働させ、社会の格差をどう改善できるか、問われています。

誰一人とり残さない社会の実現に向けて

WHOには194の国や地域が加盟しており、健康問題に対する優先付けや取り組みはそれぞれ異なります。健康課題の設定の仕方、どの事項に関する基準を作るのか、それを誰がリードするのか、が常に問題になりますし、さらにその基準を守るためのガイドラインを作る際には、産業振興などの他の政策への影響、対応能力、資源の調達、文化や慣習などに係る様々な協議や調整を乗り越えなければなりません。これは国内での公衆衛生、衛生行政の活動でも同様です。

それでも人々の安全と健康を「誰一人取り残すことなく」守り育んでいくために、課題に目をそらさず、諦めることなく一歩ずつ進んでいこうとする人々がいる。皆さんは、厚生労働省に入って、そんな仲間たちと必ず出会い、ともに日本、そして世界の人々の健康で幸せな生活に貢献できるはずです。皆さんの入省を待っています。

人の役に立つ仕事をする

島根大学医学部環境保健医学講座 教授
名越 究 NAGOSHI Kiwamu

平成7年 環境省／大気環境基準策定
平成9年 島根県／県庁、松江保健所、県立中央病院
平成13年 厚生労働省健康局疾病対策課長補佐／難病対策
平成15年 厚生労働省政策統括官付政策評価官室長補佐／厚生労働白書執筆
平成16年 山口県健康福祉部健康増進課長
平成19年 厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課長補佐
平成21年 厚生労働省健康局総務課長補佐／新型インフル対策、原子爆弾被爆者援護対策
平成25年 栃木県保健福祉部長
平成27年 環境省環境保健部特殊疾病対策室長／公害被害者支援
平成28年 厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長／医療事故調査制度
平成30年 防衛省人事教育局衛生官／自衛隊衛生、新型コロナ災害派遣
令和2年 現職



あなたはご自身が医学部を志した時の動機を覚えていますか？ほとんどのの方が「臨床医になって病気で困っている人を助けたい」と思っていたと思います。医系技官を含む行政医は患者さんを直接診療することはほとんどありませんが、感染症対策、がん対策、循環器病対策、メンタルヘルス対策など、社会の健康課題を自分の医療知識を活かして解決する、専門的な職業です。課題を分析して有効な対策を考え、実行し、必要に応じて修正を加えるというのは臨床の流れとほぼ同じですし、医師の仕事としてあまり違和感を感じないはずです。

実際、長く臨床で優れた実績を残してこられた方が人事交流で厚生労働省に来て、そのまま医系技官として定着することも珍しくないのです。

医師としての人生に悔いなし

私自身も臨床医になるのが自分の人生だと思っていました。このパンフレットには実に多彩な医系技官の仕事が紹介されていますが、昔はほとんど情報がありませんでした。私の場合は、偶然大学の先輩から医系技官について

話を聞く機会を得たのが転機でした。その先輩から「入ってみれば判るが、きっと面白いよ」と背中を押されてなんとなく就職してしまったのですが、当初は本当にここが自分が進むべき道なのか自信がありませんでした。

「人の役に立つ仕事」ならばと入職し、医系技官として務めた25年間で、治療法が確立していない難病対策、感染症の蔓延への緊急対応、地域の病院の整備など様々な経験を積むことができました。自分なりに世の中のために少しは貢献できたのではないかと手応えをつかんでいます。今では自らの選択は間違いではなく、まさに医師としての人生を歩んでこれたのだと確信しています。

医系技官として何を目指すか

例えば「国際保健」、「医療政策」、「感染症対策」など進みたい分野を表明して医系技官になる人が結構います。留学して専門的な勉強をすることもできますし、やりたい仕事にチャレンジする機会も貰えますので、具体的な目標を持っている人は迷わず入省していいと思います。早く頭角を現せば、いず

れその道の専門家としてイニシアチブをとれるようになるかもしれません。なんとなく興味があるというくらいの人でも大丈夫です。目の前の仕事に真摯に取り組んで全体像をつかんでしまえば、もうひとかどの専門家です。私も9年間に及ぶ自治体勤務で取り組んだ地域保健医療を得意分野とするようになりました。

私たちのキャリアの行方

現在私は島根大学にいます。医系技官としてのキャリアを活かして、将来の公衆衛生を担う人材の育成を行いながら国や地方の行政にも関わりたいと考えて転職しました。医系技官をしていただくことで医学部の教授に挑戦する機会に恵まれました。

「人の役に立つ仕事をする」という意識を持続していれば、どのような仕事をしていても道に迷うことはないと思います。医系技官を卒業された先輩方も、今なお数多くが全国各地の団体、大学等で公衆衛生、社会保障の専門家としてご活躍しておられます。

医系技官の1年

医系技官の業務は、年間を通して様々な業務に対応していきます。ある医系技官の1年を追ってみました。

厚生労働省での仕事は、1年の中で業務の内容が変わります。予算が、4月から翌年の3月の年度を基本としており、それぞれの事業も年度単位でひとまとまりとなっています。夏には、予算要求があり、冬には予算案が決まります。その予算案を1月から始まる通常国会で議論して、翌年度の政策が決まっていきます。また、例えば、がん対策推進基本計画などの様々な中期的な計画を立てて、少し長いスパンでの目標を定めて関係する施策を効果的に実施しています。



健康局がん・疾病対策課がん対策推進官

岩佐 景一郎 IWASA Keiichirou

平成25年入省。健康局疾病対策課（当時）で、難病法の成立、指定難病制度の立ち上げ等に関与。その後、AMEDや山梨県への出向、社会援護局保護課を経て、令和2年8月より現職。令和2年2月から新型コロナウイルス本部にも所属しており、現在も継続中。

4～5月 年度の始まり

人事異動が多く、新たな体制でのスタートです。行政官は定期的に部署の異動があります。主要な異動は4月と7月頃（国会閉会後）にあるのが通常です。医系技官には臨床現場から期間限定で来る医師もいて（人事交流）、共働して政策を作り上げていきます。新しい業務を覚えたり、新しいメンバーをサポートしたりしながら、通常の業務も進めていきます。国会では、予算案の審議が終わり、法律案の審議などが進みますので、担当する課室は大忙しです。

8～9月 危機管理への対応

健康危機への対応は、季節を問わずそのときに対応することが求められ、大きな危機には省をあげて取り組みます。私は、がん・疾病対策の本務と新型コロナ対策の双方を継続的に行っており、双方の業務の中での必要性等を考慮しながら、業務量を調整しながら取り組んできました。部署によっては、時期を区切ってコロナ対策へ従事するメンバーを交代させながら人員を派遣しているところもありますが、施策の優先順位を考えながら対応しています。コロナ対策を実施している本部のみならず、送り出す課室も省内全てが協力して、この国難に立ち向かっています。

12～1月 予算案の決定と通常国会の開会

12月には政府の予算案が決定しますので、関連する調整の大詰めを迎えます。また、年が明けると通常国会が招集されます。150日の会期を基本として、翌年度の予算案についての審議や、その年の国会に提出される各種法案や、現行の各種施策への質疑応答（一般質疑）が順次始まります。特に法案を提出している課は、法案の説明に局を挙げて行脚したり、想定される問答を準備し、審議が円滑に進むよう準備します。

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

6～7月 次年度に向けた仕込み

会期の延長がなければ、概ね6月に通常国会が閉会します。国会対応をしながらも次年度の予算要求や人員要求の為の検討が始まります。今やっている事業・研究の内容について見直しを行い、新しい施策を開始するために必要性が低くなった事業をやめて（スクラップ&ビルド）、必要な予算や人員を獲得すべく課内・局内・省内と議論を繰り返し、精度の高い内容に仕上げていきます。

10～11月 研究事業への準備

夏は予算要求がありましたが、秋口は、今年度で終了予定の研究課題の進捗や、時の政策課題を見極めて、次年度どのような研究を公募するか考えていきます。研究者と意見交換しながら、どこまでわかったのか、引き続き解決すべき課題は何か見極めると共に、予算制約上、どの課題を優先するかといったことも考えていきます。近年は、臨時国会が秋に開かれることも多く、その場合は並行して国会業務も行います。

2～3月 年度の仕上げ

年度末に向けて、様々な計画等の政府としての決定や検討会における議論のとりまとめなどが目白押しとなります。今年度中に検討しておくべき内容をまとめて資料を作成し、省内でも検討し、外部有識者・検討会委員とも十分な議論を行いながら政策をまとめていきます。次年度に向けて引き継ぐ内容をまとめて、次の体制でも継続的に対策を進めることができるようバトンタッチします。

医系技官の1日の過ごし方



保険局医療課医療技術評価推進室長

中田 勝己 NAKATA katsumi

平成13年入省。医政局指導課（当時）で、一般人へのAEDの使用の開始やDMATの立ち上げを担当。その後、ピッツバーグ大学への留学や長崎県福祉保健部長を経て、令和3年8月より現職。

医系技官は、希望と語学力があれば、海外留学への道も開かれています。また、地方自治体での勤務の経験もできて、非常に幅広い領域に携わることができる職業です。現在は、がんゲノム医療などの先進的な医療の保険適用を担当しています。

出勤後は、今日一日の日程とやるべき事を確認します。メールの確認や部下からの報告を受けて、急ぎの案件がないか確認します。

診療報酬に関して議論が行われる中央社会保健医療協議会の開催日は、会議に出席しています。会議がなければ、診療報酬改定に向けて、担当者と打ち合わせを行います。

最近はコロナの影響により、外出してのランチは控えています。自席で昼食をとって、余った時間は、自分の時間として休憩したり、読書などしています。

午後は、学会の関係者との会議や打ち合わせを行うこともあります。学会の方は医療者でもあり、打ち合わせはWEB会議で行います。

診療報酬に関しては、省内の他の部局にいる医系技官の方との会議も多数行われています。それぞれの分野で何が課題になっているのか把握に努めています。

一部の担当者に業務の負荷がかかりすぎているか確認しつつ、部下に対しては明確な指示に努めるなど、なるべく長時間勤務にならないよう工夫しています。



保険局医療課主査

青木 智乃紳 AOKI Tomonoshin

平成31年入省。健康局健康課で原子爆弾被爆者対策に携わり訴訟業務を担当。その後、結核感染症課の危機管理担当兼任となり、新型コロナウイルス感染症対策本部においてコロナ対策も担当。現在、保険局医療課にて診療報酬の改定業務に従事。

診療報酬の点数により、我が国の医療サービスの公定価格が定められるため、その改定は大変重要なものです。現在、医師の働き方、オンライン診療、精神科領域を担当しています。医師の働き方については、近年注目度が高く、医療機関の経営に着目した点数設計をする必要がある点、オンライン診療については、コロナ対応や昨今の情報技術の発展によるデジタル空間の広がりを踏まえる必要がある点、精神領域については歴史的経緯や、我が国の精神医療のあり方を本質的に考える必要がある点等、それぞれに非常に深みがあります。

荻窪から丸ノ内を利用して霞ヶ関に出勤しています。荻窪駅は始発なので、たいてい座ることが出来ます。どんなに忙しくても、電車の時間は確保できるので、勉強や読書など、個人的にはかなり好きな時間です。

診療報酬改定の時期は、週に1～2回程度、中医協という会議が開催されます。自分の担当の内容があれば、議論の会場に行き、細かな事実関係の照会があればサポートできるように準備します。



忙しいときは仕事をする但也有りますが、リフレッシュできるとても貴重な時間です。コロナが落ち着いたら同期とランチに行きたいです。

中医協での議論を踏まえて、具体的にどのような報酬の形とするか、文書として作っていきます。今の仕事では、ふんわりとした概念を語るだけではなく、評価すべき医療サービスについて明確に文章で書ききらないといけないことがやりがいであり、つらさでもあると思います。ファクトチェックは欠かせません。

議員からのレク依頼に対応することも多いです。先方の「問」をしっかり理解して、事実関係を調べ、「答え」を作ります。これまでに聞かれたことのない角度からの質問であればしっかり確認をとることが必要です。

夕方になると突発的な案件が減るので、資料作成等作業がはかどります。診療報酬改定の時期はみんな遅くまでいることが多いので、色々相談できます。

出勤

9:30

12:00

13:00

15:00

18:00

厚生労働省では、熱意ある方々に臨床の知見を活かしつつ、医療政策づくりのプロとして活躍できるような環境づくりに力を入れています。

臨床現場での診療の兼業について

医系技官として厚生労働省で働きながら、勤務時間外に臨床現場での診療業務を行うことができます。これは、自己の臨床技術の維持や、専門医資格や認定医等の維持・取得を目的としたもので、その専門性が、医療政策の企画・立案にも活かされることが期待されています。兼業を行うにあたっては、医系技官としての本務が優先であり、職務遂行に支障が生じないことや、兼業先が本務との利害関係がないことなど、一定の条件の下、審査を経て許可される仕組みとなっています。

医療現場の今！を知る医系技官を

医政局研究開発振興課
医療情報技術推進室長

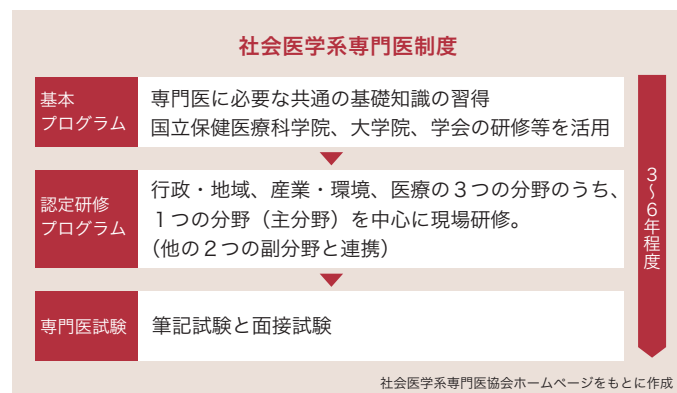
田中 彰子 TANAKA Akiko

兼業制度を利用して、月に2回ほど週末に手術麻酔を行っています。新型コロナウイルス感染症流行時にも実際に診療に携わることで、患者さんやその家族の思いや医療機関の課題などを知ることができます。施策立案にあたりよい影響があったと思っています。医系技官はとてもやりがいのある仕事ですが、さらに臨床現場で培った専門的技術を生かせる機会があることで、医師になったときの初心を忘れずに行政の仕事に打ち込めています。



社会医学系専門医の取得について

医系技官としての経験が社会医学系専門医として認められます。社会医学は、「科学的なエビデンスを創出して社会に適応し、地域・職域や国レベルの集団とシステムに働きかけ、健康な生活・行動様式の推進、安全な環境の保持、医療提供システム等の構築に貢献し、人々の健康の増進」(社会医学系専門医協会)に大きな役割を果たしています。医系技官として、人々の健康増進を目標とし、エビデンスに基づく医療政策を行うことは、まさに社会医学の実践経験を積むことにほかなりません。厚生労働省は、独自の社会医学系専門医研修プログラムを用意し、多くの社会医学系指導医や専門医が在籍しており、社会医学系専門医の資格を取得したい方を支援する体制を整備しています。



社会医学系専門医について | 詳しくは一般社団法人社会医学系専門医協会のホームページをご覧ください。
http://shakai-senmon-i.umin.jp/

またはキーワード検索にて

社会医学系専門医協会

検索

メンター制度について

メンター制度とは、配属部署における上司とは別に相談役となる先輩医系技官（メンター）が新入医系技官（メンティー）をサポートする制度のことをいいます。メンターはメンティーに定期的に声をかけ、入省後の様子を聞いたり、職場内での悩みや問題解決をサポートし、新入医系技官を支える体制を整えています。

Q 応募について、卒後年数や年齢の制限はあるのですか？

A 現在のところ、卒後年数や年齢による応募制限は設けていません。選考にあたっては、卒後年数に応じた能力を個別に判断しています。なお、医系技官として総合的な力を身につける観点から、早期の入省をおすすめしています。

P33を参照

Q 学生または初期研修医のうちに準備しておくべきことはありますか？

A 医系技官になるための特別な準備はありません。その時々やるべきことに全力を投じてください。

P01を参照

Q 職場はどのような雰囲気ですか？病院との違いはありますか？

A 技官（医系技官のほか、看護系技官、薬系技官等）や事務官（法令や予算等を担当）等が協力して、チームで政策の立案を行います。病院とは働く職種が異なりますが、多職種が連携して業務を行うところは似ています。

P01を参照

Q 子育てをしながらでもやっていけますか？

A 子育てをしながら勤務している職員は多くいます。育児休業や育児短時間勤務制度等があり、育児をしながらでもキャリアを積むことができます。

P21を参照



「厚生労働省5号館保育室」
(愛称:ふくろう)

Q 医系技官として働きながら診療もできますか？

A 兼業制度を活用し、本務に支障が生じないなど一定の条件の下で、診療業務を行うことができます。臨床現場で得られる経験や知見を、ぜひ行政の場にも活かしてください。

P29を参照

Q 採用試験ではどのような知識が求められますか？

A 採用試験では、単に知識が問われるのではなく、グループディスカッションや面接を通じ、問題の解決に向けた論理的な思考やリーダーシップ、コミュニケーション能力・協調性等の資質が主に問われます。

P33を参照

Q 自分が配属される部署についての希望は通りますか？

A 本人の希望はなるべく考慮されますが、医系技官としての総合的な力を身につけるため、幅広い分野を経験することとなります。

P11、22を参照

Q 留学について教えてほしい

A 海外留学により、医系技官として必要な知識・経験を得得ることのできる機会があります。毎年3～4名の医系技官が米国、イギリス、フランス等に留学しており、留学先は自ら選ぶことができます。入省後の業務の状況や語学力(TOEFL等)等を踏まえた選考があります。

P15-16を参照

Q 休みは取れますか？

A 土・日・祝日はお休みです。加えて、有給休暇、夏季休暇等を取ることができます。ただし、週末に研究班会議や学会での講演等が入る場合や、たとえば診療報酬改定前の保険局医療課など、部署や時期によっては代休などで対応していただくこともあります。

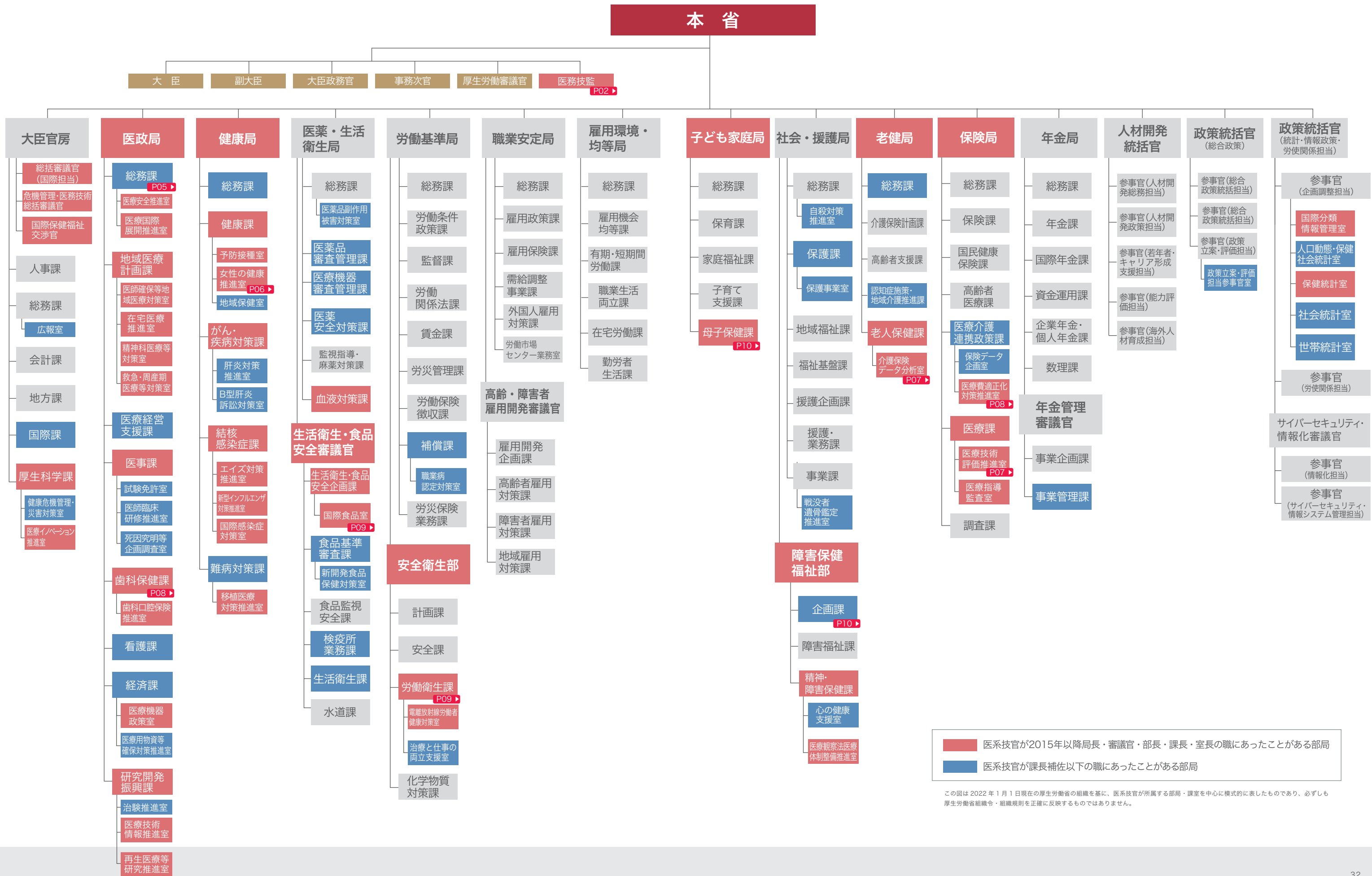
P5-14、P21を参照

Q 社会医学系専門医を取得できますか？

A 厚生労働省および関連機関において、独自の社会医学系専門医研修プログラムを用意し、社会医学系専門医・指導医が取得できます。

P29を参照

厚生労働省 組織図（抜粋）



医系技官が2015年以降局長・審議官・部長・課長・室長の職にあったことがある部局

医系技官が課長補佐以下の職にあったことがある部局

この図は 2022 年 1 月 1 日現在の厚生労働省の組織を基に、医系技官が所属する部局・課室を中心に模式的に表したものであり、必ずしも厚生労働省組織令・組織規則を正確に反映するものではありません。

応募資格

日本国籍を有する医師・歯科医師としています。ただし、平成16年4月以降医師免許を取得した方(歯科医師については平成18年4月以降)については、臨床研修を修了した者(見込みを含む)に限ります。

応募手続き

1 応募期限

前期試験:令和4年5月25日(水) (消印有効)

後期試験(予定):令和4年11月4日(金) (消印有効)

後期試験は行わないことがあります。
実施の有無は7月頃に発表します。

※歯科については、後期試験のみの実施となります。

3 書類提出先(書類は書留郵便で送付してください)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
厚生労働省大臣官房厚生科学課 医系技官採用担当

採用試験

前期試験(6月)および後期試験(11月)の年2回実施

2 応募書類

- (1)履歴書
(2)推薦状2通
※必ず推薦者自らが封筒に入れ密封したものを提出してください。
(自己推薦不可)
(3)医師(歯科医師)免許証の写し
※A4判に縮小してください。
(4)小論文

(1)～(2)の様式、(4)の課題、留意点などは、医系技官採用情報ホームページに掲載します。

募集に関する日程は変動することがありますので、
ウェブサイトでも御確認下さい。

「医系技官採用情報ホームページ」
www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/saiyou/ikei/

またはキーワード検索にて

医系技官 採用

検索

選考方法および試験日程

1 選考方法

- ☐ 書類審査
☐ 一次試験(グループディスカッション、面接等)
☐ 二次試験(面接)
※ 面接の参考とするため性格検査を行います。

2 試験日程

[前期日程]
書類審査 / 一次試験:令和4年6月下旬 / 二次試験:令和4年7月上旬
※二次試験の合否は、二次試験実施後2週間以内にお知らせする予定です。
[後期日程]
後日公表

給与等

「一般職の職員の給与に関する法律」にもとづき、行政職俸給表(一)が適用され、総合職国家公務員採用試験に合格して厚生労働省に採用された行政官と同等に処遇されます。
希望者には、公務員宿舍(独身宿舍、世帯宿舍)が用意されます。
その他、産前産後休暇、育児休業、育児短時間勤務をはじめ、さまざまな制度があります。

研修等

入省後は、日頃の仕事を通じて、行政官としての知識、技術、感覚などを身につけていくことになりますが、若手職員による自主的な勉強会や各種研修により、一層の資質の向上を図っています。入省後の主な研修としては、下表のようなものがあります。

研修名	実施者	時 期	対 象	内 容
国家公務員合同初任研修	人事院 総務省	年度当初3日間程度	全府省の総合職 新規採用職員	国立オリンピック記念青少年総合センターに合宿し、公務員としての心得、行政の初歩等を研修する。
厚生労働省新規採用職員研修(総合職)	厚生労働省 人事課	年度当初上記研修を含め4週間程度	厚生労働省の総合職 新規採用職員	厚生労働行政についての基礎的な知識を学ぶとともに、医療・福祉施設等の厚生労働行政の第一線の現場視察を行う。
国家公務員初任行政研修	人事院	年度当初5週間程度	全府省の総合職 新規採用職員	社会全体の奉仕者としての自覚、国民全体の視点から施策を行うための基礎的素養・見識を養うとともに、政府全体として施策に取り組めるよう研修員相互の理解と信頼を深める。

今年は新型コロナウイルス感染状況の見通しが不透明で

すが、オンラインセミナー等の代替手段を用いて適宜実施

していく予定です。

今後の予定や詳細は右記ホームページをご参照ください。

医系技官採用情報ホームページ

www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/saiyou/ikei/

またはキーワード検索にて

医系技官 採用

検索

例年実施している医系技官を知ることができるイベント

医療政策セミナー(医科のみ)

毎年応募者が多数の人気企画です。参加される方々と現役の医系技官がグループとなり、具体的な政策テーマについてディスカッションやプレゼンテーションを行います。医系技官とざっくばらんに話せる機会でもあり、全国から約100名の若手医師・医学生が参加、若手医系技官も30名以上が参加するセミナーです。
令和2年、令和3年はオンライン形式を中心に開催し、全国から参加いただきました。



公開勉強会(医科のみ)

医療政策に関わるテーマを題材にした公開勉強会を開催しています。医療政策セミナーとの違いは、(1) 平日夜間(18:30-20:00)に、(2)お互い顔の見える範囲(最大30名程度)で、(3)参加者全員(医系技官を含め)で自由討論する形式で行われます。

採用個別相談会(医科のみ)

医学部卒業見込み以上の方で、医系技官採用試験の受験を検討中の方を対象に、業務内容やキャリアパス、処遇等の個別相談を受け付けます。個別相談はzoomにて1時間程度、現役の医系技官がマンツーマン対応します。

厚生労働省職場体験実習(インターンシップ)

インターンシップとは、厚生労働省で仕事を体験するものです。本省において実務を体験することにより、厚生労働省への理解を深めてもらうことを目的としています。大学生および大学院生を対象としており、夏期休暇を利用して1週間～1ヶ月程度の期間、保健医療政策に関わる部署などで働くことを体験できます。例年4月下旬から受け付けを開始し5月下旬～6月初旬が締め切りです。
本年度の募集は、4月下旬～5月上旬に厚生労働省ホームページ内のインターンシップのページ(<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/saiyou/tokusetsu/internship/>)に掲載予定です。

医学生・医師向けイベントへの出展

民間医局 レジナビフェア

研修医向け・専門研修プログラム / 医学生向け・臨床研修プログラム など

公衆衛生医師(厚生労働省)のブースにて、医系技官についての説明を行っています。